

## 第 1 回

# 相模原市・城山町合併協議会会議録

平成18年4月24日

相模原市・城山町合併協議会

# 第 1 回相模原市・城山町合併協議会会議録

## 目 次

会議次第.....	1
出欠席者名簿.....	4
開 会.....	5
あいさつ.....	5
監事紹介.....	6
委員紹介.....	7
アドバイザー紹介.....	7
事務局職員紹介.....	8
議 事.....	8
そ の 他.....	73
閉 会.....	78

## 第1回相模原市・城山町合併協議会会議録

日時：平成18年4月24日(月)午後1時30分から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

### 会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 監事紹介
- 4 委員紹介
- 5 アドバイザー紹介
- 6 事務局職員紹介
- 7 議 事

### 報告事項1

- 報告第1号 相模原市・城山町合併協議会規約について
- 報告第2号 相模原市・城山町合併協議会幹事会規程について
- 報告第3号 相模原市・城山町合併協議会専門部会規程について
- 報告第4号 相模原市・城山町合併協議会事務局規程について
- 報告第5号 相模原市・城山町合併協議会財務規程について
- 報告第6号 相模原市・城山町合併協議会会議運営規程について
- 報告第7号 相模原市・城山町合併協議会会議傍聴規程について

### 協議事項

- 協議第1号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について
- 協議第2号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について
- 協議第3号 合併協定項目について
- 協議第4号 合併の方式について
- 協議第5号 事務事業一元化の基本方針について
- 協議第6号 合併の期日について
- 協議第7号 新市の名称について
- 協議第8号 新市の事務所の位置について
- 協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

- 協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第11号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第13号 財産の取扱いについて
- 協議第14号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第17号 慣行の取扱いについて
- 協議第18号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第19号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第20号 土地利用の取扱いについて
- 協議第21号 上下水道事業の取扱いについて
- 協議第22号 地方税の取扱いについて
- 協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第24号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて
- 協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第29号 消防団の取扱いについて
- 協議第30号 防災事業の取扱いについて
- 協議第31号 地域自治区等の設置及び都市内分権について
- 協議第32号 相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）について

## 報告事項2

- 報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）
- 報告第9号 合併まちづくり計画（案）について

## 8 その他

- （1）神奈川県から移管される事務について
- （2）相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）の公表及び意見募集要領（案）について

( 3 ) 相模原市・城山町合併協議会協議スケジュール(案)について

( 4 ) 今後の協議会開催日程(案)について

9 閉 会

出欠席者名簿

出席委員（30名）

小川勇夫会長、八木大二郎副会長、今井満委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、  
久保田義則委員、三橋豊委員、吉本一夫委員、一戸法子委員、河本洋次委員、  
鈴木高広委員、根岸清委員、小嶋省二委員、荒井正次委員、栄裕明委員、曾根哲夫委員、  
井上清委員、小野志郎委員、熊谷達男委員、内田昭和委員、柳川静徳委員、齋藤久雄委員、  
串田茂美委員、窪田雅詞委員、中里州克委員、神藤幸和委員、加藤奉文委員、森繁之委員、  
山口英樹委員、萩原克彦委員

欠席委員（1名）

矢越孝裕委員

アドバイザー

牛山久仁彦 明治大学政治経済学部助教授

幹事

加山俊夫幹事長、大塚寛幹事、宮崎泰男幹事、和田隆一幹事

事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、  
小林輝明副主幹、榎本哲也副主幹、中嶋雅樹主任

専門部会

大貫勲企画部会長、小星敏行総務部会長、山中学財務部会長、渡邊亮保健福祉部会長、  
深澤博史保健所部会長、梶山齊市民部会長、戸塚英明経済部会長、  
内藤春雄環境保全部会長、井上耕二環境事業部会長、座間進都市部会長、  
溝呂木和之建築部会長、榎田和典土木部会長、馬場正行教育総務部会長、  
永井博学校教育部会長、渋谷勝美生涯学習部会長、白井武司議会部会長、  
石井秀夫選挙管理委員会部会長、田中勝年監査委員会部会長、小林輝夫農業委員会部会長、  
青山孝消防部会長、橋本幸雄会計部会長

傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後1時30分

## 開 会

田所事務局長 それでは、定刻、1時半になりますので、相模原市・城山町合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにご挨拶をお願いいたします。

## あいさつ

小川会長 本日は、皆様には大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたびは、相模原市・城山町合併協議会の委員への就任を快くお引き受けくださりまして、厚く御礼を申し上げます。

只今より、第1回相模原市・城山町合併協議会を開催いたします。

開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本市と津久井郡各町は、これまで合併協議を重ねてまいりましたが、おかげさまをもちまして、本市と旧津久井町、相模湖町は、去る3月20日に合併し、新相模原市としてスタートしたところでございます。

また、本市と藤野町は、議会の議決をいただき、来年3月11日を合併の期日といたしまして、神奈川県知事に対し、合併の申請を行ったところでございます。

こうした中、去る3月30日に、城山町から本市に対しまして、本市と藤野町の合併予定の期日でございます来年3月11日に合併することを目標といたしまして、合併協議の申し入れがございました。この4月議会で議決をいただき、4月12日付けで、相模原市・城山町合併協議会を設置したものでございます。

今回、城山町との間に合併協議会を設置できましたことは、本市と津久井地域の将来に向けて、大変意義のあるものと考えております。合併協議にあたりましては、様々な課題があるものと思いますが、合併という大きな目標に向かって一步一步前進していくことが期待をされております。

傍聴においていただいた皆様におかれましても、相模原市と城山町の合併協議につきまして、ご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じる次第でございます。

本協議会におきましても、実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

田所事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長でございます八木大二郎城山町長より、ご挨拶をお願いいたします。

八木副会長 副会長を仰せつかりました、城山町長の八木大二郎と申します。どうかよろしくお願いを申し上げます。

第1回相模原市・城山町合併協議会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

相模原市と城山町は、以前から、住民の交流はもとより、様々な分野で広域連携を図ってきており、城山町は、相模原市の発展とともに、その歩みを進めてまいりました。今まで紆余曲折を経てまいりましたが、本日ここに、旧1市4町が一体となる合併協議に向けて、第1回相模原市・城山町合併協議会を開催できましたことについて、改めて、関係各位の皆様にご挨拶を申し上げます。

少子・高齢化の急速な進展などにより、社会構造が大きく変革する中で、基礎的自治体である市町村には、これまで以上に自主性、自立性のさらなる向上と、住民の皆様との協働による魅力あるまちづくりの推進が求められております。この合併協議に基づき、歴史的なつながりの深い相模原市と津久井地域が、それぞれの持つ人、文化、自然、産業の融合を図り、さらなる発展と魅力ある地域づくりができるものと確信をしております。

この合併協議は、1市4町の合併という望ましい姿のまちづくりへの締めくくりであり、また新たなスタートになるものと確信をしております。本協議会において、実りある協議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうか、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

田所事務局長 ありがとうございます。

#### 監事紹介

田所事務局長 続きまして、協議会の出納を監査していただきます監事の紹介をさせていただきます。

初めに、城山町代表監査委員でございます、有山正則様でございます。



続きまして、城山町監査委員でございます、菊地原一朗様でございます。

#### 委員紹介

田所事務局長 続きまして、協議会委員の皆様の紹介に移させていただきます。

本来でございますれば、お一人ずつ委嘱状を交付させていただかなければならないところでございますが、時間の関係もございますので、委嘱状につきましてはあらかじめお手元に配付をさせていただきましたので、ご了解を賜りたいと存じます。

お名前の紹介をさせていただきます。

相模原市の委員から紹介をさせていただきます。

今井満様。山岸一雄様。小林一郎様。久保田義則様。三橋豊様。吉本一夫様。一戸法子様。河本洋次様。鈴木高広様。根岸清様。小嶋省二様。荒井正次様。

続きまして、城山町の委員の方々をご紹介いたします。

栄裕明様。曽根哲男様。井上清様。小野志郎様。熊谷達男様。内田昭和様。柳川静徳様。齋藤久雄様。串田茂美様。窪田雅詞様。中里州克様。神藤幸和様。加藤奉文様。

続きまして、1市1町共通の委員の方々を紹介させていただきます。

森繁之様。山口英樹様。萩原克彦様。

ありがとうございました。

#### アドバイザー紹介

田所事務局長 続きまして、本協議会のアドバイザーの先生方を紹介させていただきます。

アドバイザーにつきましては4名の先生方をお願いをしておりますが、本日出席をいただいております先生をご紹介させていただきます。

明治大学政治経済学部助教授、牛山久仁彦先生でございます。

なお、本日は欠席をされておりますが、東海大学政治経済学部教授、吉田民雄先生、一橋大学大学院法学研究科教授、辻琢也先生、横浜国立大学大学院工学研究院助教授、高見沢実先生にも本協議会のアドバイザーにご就任をいただいておりますので、併せてご紹介をさせ

ていただきます。

#### 事務局職員紹介

田所事務局長 続きまして、本協議会に提出いたします資料などにつきまして、事前に協議、調整を行います幹事会の幹事の紹介をさせていただきます。

初めに、幹事長の加山俊夫相模原市助役でございます。

続きまして、副幹事長の大塚寛城山町助役でございます。

続きまして、宮崎泰男相模原市助役でございます。

続きまして、和田隆一城山町企画政策部長でございます。

続きまして、当合併協議会事務局の事務局職員を紹介させていただきます。

私、事務局長の田所でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局次長の内田でございます。

同じく、事務局次長の片野でございます。

なお、お手元に事務局職員の名簿をお配りさせていただいておりますが、事務局につきましては、4月12日現在、相模原市及び城山町の職員と県職員1名の派遣を含めまして、17名で組織しております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 議 事

田所事務局長 それでは、次第の7、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長は会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行について、よろしくお願いいたします。

小川会長 早速、議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、本来であれば、会長でございます私が行うところでございますが、お聞き苦しい点があると存じますので、新進気鋭の城山町長、八木さん、八木副会長さんに、是非ひとつかわって進行していただければありがたいと、このように思う訳でございます。皆様方の温かいご理解とご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

では、副会長、よろしくお願ひいたします。

八木副会長 分かりました。それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますが、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ではございますが、今回につきましては、相模原市議会議長の今井満委員と城山町議会議長の栄裕明委員をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願ひ申し上げます。

**報告第1号 相模原市・城山町合併協議会規約について**

**報告第2号 相模原市・城山町合併協議会幹事会規程について**

**報告第3号 相模原市・城山町合併協議会専門部会規程について**

**報告第4号 相模原市・城山町合併協議会事務局規程について**

**報告第5号 相模原市・城山町合併協議会財務規程について**

**報告第6号 相模原市・城山町合併協議会会議運営規程について**

**報告第7号 相模原市・城山町合併協議会会議傍聴規程について**

八木副会長 それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項1でございますが、報告第1号から報告第7号までは関連がございますので、事務局から一括して報告をいたさせます。

片野事務局次長 それでは、協議会資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第1号から報告第7号までにつきましては、4月12日をもちまして相模原市・城山町合併協議会を設置し、同日付けで規約、規程を施行させていただきましたので、本日は、本協議会に対し報告をさせていただくものでございます。

報告第1号 相模原市・城山町合併協議会規約について。

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

それでは、規約の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、相模原市及び城山町は、地方自治法及び市町村の合併の特

例等に関する法律に基づき、合併協議会を設置するものでございます。

次に、第2条でございますが、この協議会の名称を相模原市・城山町合併協議会とするものでございます。

第3条でございますが、この協議会が行う事務を、合併の是非を含めた合併に関する協議、市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併市町村基本計画の作成等とするものでございます。

第4条でございますが、この協議会の事務所を相模原市に置くこととするものでございます。

第5条から第8条までにつきましては、協議会の組織等に関する規定でございます。協議会は、相模原市及び城山町の長の協議により選任した会長及び副会長並びに委員をもって組織し、協議会の委員には、関係市町の長、議会の議長、議会が選出した議員、各3人及び関係市町の長が協議して定めた学識経験者21人以内をもって充てることなどを定めるものでございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

第9条及び第10条につきましては、会議及びその運営についての規定でございますが、会議の招集、会議の開催の周知、会議の開催に必要な定足数、会議の公開の原則などにつきまして定めるものでございます。

第11条から第14条までにつきましては、会長が必要と認めたときに協議会に置くこととなりますアドバイザー、協議会が行う事務の一部について調査又は審議を行うための委員会、会長の指示する事項について協議又は調整をするための幹事会及び協議会の事務を処理する事務局の設置について、それぞれ定めるものでございます。

第15条につきましては、この協議会の運営に要する費用を相模原市及び城山町が協議し、負担することとするものでございます。

第16条につきましては監査について、第17条は財務に関する事項、3ページでございますが、第18条は協議会解散の場合の措置につきまして、それぞれ定めるものでございます。

附則につきましては、本規約の施行期日を、協議会の設置について相模原市議会又は城山町議会の議決を経た日のいずれか、遅い日の翌日と定めるもので、相模原市議会の議決を経た日が4月11日、城山町議会の議決を経た日が4月7日であったため、4月12日に執行したところでございます。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

4ページから6ページにつきましては、規約において、市町の長が協議して定める事項について、協議書として締結したものを掲載したものでございます。

この協議書につきましては、協議会の会長を相模原市長と、副会長を城山町長と、協議会経費の負担を各市町2,000万円と、協議会の監査を行う監事2名を、城山町の代表監査委員、監査委員とする旨、4月12日に締結し、定めるものでございます。

5ページをご覧いただきたいと存じます。

この協議書につきましては、協議会の委員となります学識経験を有する者21名を、4月18日に締結し、定めるものでございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第2号 相模原市・城山町合併協議会幹事会規程について。

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

本規程につきましては、合併協議会会長が指示する事項について、協議、調整するために設置された幹事会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第1条では幹事会の設置の趣旨、第2条では幹事会の所掌事務、第3条及び第4条では、幹事会の構成を4人とし、幹事長、副幹事長を設置する旨、第5条では会議の運営方法、第6条では専門部会を設置することができる旨を定めるものでございます。

8ページをご覧いただきたいと存じます。

第7条では、幹事会における協議等の結果を会長に報告する旨、第8条では、幹事会の庶務を事務局が処理する旨を定めるものでございます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第3号 相模原市・城山町合併協議会専門部会規程について。

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

本規程につきましては、幹事会が指示する事項について、専門的に協議・調整するために設置された専門部会の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第1条では専門部会の設置の趣旨、第2条では組織及び構成、第3条及び第4条では、部

会長、副部会長の設置、専門部会の開催及び会議の運営方法、第5条では、分科会を必要に応じて設置できる旨、第6条では、専門部会の協議等の結果を幹事長に報告する旨を定めるものでございます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

第7条では、専門部会の庶務の処理方法、別表では、相模原市の部を基本として設置した21の専門部会の名称を定めるものでございます。

11ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第4号 相模原市・城山町合併協議会事務局規程について。

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

本規程につきましては、協議会の事務を処理するために設置された事務局の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第1条では事務局の設置の趣旨、第2条では所掌事務、第3条では、事務局長、事務局次長を設置し、事務局長には、相模原市広域行政担当部長を充てる旨、第4条では事務局職員の服務、第5条及び第6条では、会長の決裁事項、協議会事務の専決事項を定めるものでございます。

12ページをご覧いただきたいと存じます。

第7条及び別表では協議会の公印、第8条では、事務局職員の勤務時間等の取扱い、第9条では、事務局職員の給与、旅費等の取扱いを定めるものでございます。

13ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第5号 相模原市・城山町合併協議会財務規程について。

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

本規程につきましては、協議会の予算の編成など、財務に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条から第4条では協議会の予算の取扱い、第5条及び第6条では、協議会の出納及び現金の取扱いや出納員の設置、第7条では、決算の調製及び認定の方法などを定めるものでございます。

14ページをご覧いただきたいと存じます。

第8条では、予算の収入及び支出の手続、別表第1及び第2では、予算の歳入及び歳出の区分を定めるものでございます。

15ページをご覧いただきたいと存じます。

財務事務取扱要項につきましては、第1回の協議会において予算の承認が得られる前に、必要な経費の支出を行うための財務処理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

16ページをご覧いただきたいと存じます。

合併協議会謝礼基準につきましては、協議会の委員、監事、アドバイザーにお支払いする謝礼の額、支払い方法など、謝礼の取扱いに関し、必要な事項を定めるものでございます。

17ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第6号 相模原市・城山町合併協議会会議運営規程について。

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会会議運営規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

本規程につきましては、協議会の議事の進行など、会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条では議長等の責務、第3条では会議の開会及び閉会の宣告、第4条では、議事を原則として全会一致とする旨や表決の際の手続、第5条では、委員以外の会議への出席方法、第6条では会議の傍聴の取扱い、第7条では会議の規律を定めるものでございます。

18ページをご覧いただきたいと存じます。

第8条では、会議録の調製の方法、第9条では、会議等の公開の原則を定めるものでございます。

19ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第7号 相模原市・城山町合併協議会会議傍聴規程について。

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

本規程につきましては、会議傍聴の手続など、会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条では傍聴席の区分、第3条では、傍聴の定員を原則50人とする旨、第4条から第

9条では、傍聴する際の手続、入場制限、傍聴人の遵守事項を定めるものでございます。

なお、傍聴の定員につきましては、会場の都合により定員を増減することができるものとさせていただいておりますので、本日の会場におきましては、定員を100人といたしているところでございます。

以上で、報告第1号から第7号までのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

八木副会長 どうもご苦労さまでした。

只今、事務局から報告がございましたが、ここでご質問をお受けしたいと思っておりますけれども、大変恐縮ですが、ご質問がある方は、挙手をしていただければ、私からご指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、只今の報告に対しましてご質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にないようでございますので、報告第1号から第7号につきましては、ご承認をいただいたものといたします。

次に、協議事項に入らせていただきます。

初めに、関連がございますので、「協議第1号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

**協議第1号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について**

**協議第2号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について**

片野事務局次長 21ページをご覧くださいと存じます。

協議第1号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について。

平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。



本協議会の事業計画につきましては、まず、1といたしまして、会議の開催でございますが、相模原市と城山町の合併に関する協議等を行うための会議の開催でございます。

次に、2といたしまして、合併市町村基本計画の策定でございますが、合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、事業に関する事項、財政計画などを作成するものでございます。

次に、3といたしまして、行政制度の調整方針の協議でございますが、相模原市及び城山町の主要な行政制度などにつきまして、合併協定項目として定め、調整方針を協議するものでございます。

次に、4といたしまして、合併協定書の調印でございますが、合併市町村基本計画の作成、行政制度の調整方針の協議の結果に基づきまして、相模原市と城山町との間で合併協定書の締結を行うものでございます。

次に、5といたしまして、広報の実施でございますが、合併協議会だよりの発行やホームページの開設、運営等により、住民の皆様へ情報を提供するとともに、意見の募集を行うものでございます。

23ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第2号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について。

平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について、次のとおり協議を求め。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

平成18年度の本協議会の予算でございますが、歳入歳出予算をそれぞれ4,000万円とするものでございます。

歳入につきましては、相模原市、城山町がそれぞれ2,000万円を負担し、合わせて4,000万円とするものでございます。

歳出につきましては、事業費といたしまして3,603万円、総務費といたしまして353万円、予備費といたしまして44万円とし、合わせて4,000万円とするものでございます。

以上、協議第1号及び協議第2号の提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますよう、お願いいたします。

八木副会長 只今、事務局から、「協議第1号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算」について、説明がありました。

ここで、協議に入らせていただきます。

協議第1号並びに協議第2号について、ご意見がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第1号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について」、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第1号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第3号 合併協定項目について」、「協議第4号 合併の方式について」、「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

### **協議第3号 合併協定項目について**

### **協議第4号 合併の方式について**

### **協議第5号 事務事業一元化の基本方針について**

田所事務局長 それでは、協議第3号 合併協定項目についての説明をさせていただきます。

合併協議会資料の23ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第3号 合併協定項目について。

相模原市・城山町合併協議会における合併協定項目について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

合併協定項目につきましては、1の合併の方式から、次ページの29の合併市町村基本計画まで、29項目を挙げさせていただいております。これにつきましては説明は、25ページから29ページまで、参考としてお示しをいたしてございます。

なお、これらの協定項目につきましては、協議事項の説明の際に、改めて詳細の説明をさせていただきます。

次に、協議会資料の30ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第 4 号 合併の方式について。

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成 18 年 4 月 24 日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

合併の方式は、城山町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を生かしたまちづくりを進めるといたしております。

31 ページには、編入合併と新設合併の比較を表にしてお示しをしております。

合併は、いずれの方式も市町村数の減少を伴うものでございます。法人格は、編入する市町村の法人格が存続することとなり、議会議員や農業委員会委員の定数等については、市町村の合併の特例等に関する法律により、特例が設けられているものでございます。

次に、協議会資料の 33 ページをご覧くださいと存じます。

協議第 5 号 事務事業一元化の基本方針について。

事務事業一元化の基本方針について、次のとおり協議を求める。

平成 18 年 4 月 24 日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

事務事業の一元化の基本方針でございますが、市町により事務の内容や取扱い、また様々な助成制度が異なるものでございます。このため、合併に伴いまして事務などの取扱いを統一する必要があることから、この基本方針等を定めておく必要があるものでございます。

まず、1 の基本原則といたしまして、一体性の確保でございますが、できるだけ早期に一体性の確保を図るとするものでございます。

(2) の住民福祉の向上でございますが、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整するものでございます。

(3) の負担の公平でございますが、住民に不公平感を与えないよう調整するものでございます。

(4) が健全な財政運営でございますが、地方分権時代に対応した健全な財政運営に努めるものでございます。

(5) の行政改革の推進でございますが、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるものでございます。

34 ページをお開きいただきたいと存じます。

(6) でございます。地域特性の尊重でございますが、地域性やこれまでの様々な経緯がございますので、それらの尊重に努めるものでございます。

以上の6項目を挙げさせていただいております。

次に、2の調整方針でございますが、(1)といたしまして、新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図る。

(2)といたしまして、関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後、直ちに統一実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図ることといたしております。

次に、3の調整方針の区分でございますが、只今説明いたしました調整方針に基づきまして、表にお示しをさせていただいておりますように、事務事業によりまして5つの区分といたしております。

次に、4の事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分でございますが、合併協議会で協議いただくものをランクAといたしまして、(1)から(5)に該当するものでございます。主には、合併協定項目に掲げておりますものが、これに該当するところでございます。

次に、ランクBは、本合併協議会に設けております専門部会、幹事会で協議をいたしまして、本合併協議会に報告をするものでございます。

次に、ランクCにつきましては、専門部会で協議をいたしまして、幹事会、合併協議会に報告するものといたしております。後ほど報告をさせていただく予定となっているものでございます。

以上が、協議第3号から協議第5号までの説明でございます。よろしくご協議くださいますよう、お願いを申し上げます。

八木副会長 只今、事務局から、「協議第3号 合併協定項目について」、「協議第4号 合併の方式について」、「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」、説明がありました。

ここで、協議に入らせていただきます。

協議第3号から協議第5号までについて、ご意見がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

まず、「協議第3号 合併協定項目について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第3号 合併協定項目について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第4号 合併の方式について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第4号 合併の方式について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第6号 合併の期日について」、「協議第7号 新市の名称について」、「協議第8号 新市の事務所の位置について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

#### **協議第6号 合併の期日について**

#### **協議第7号 新市の名称について**

#### **協議第8号 新市の事務所の位置について**

田所事務局長 協議会資料の36ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第6号 合併の期日について。

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

合併の期日は、平成19年3月11日とするをいたしております。

37ページをご覧いただきたいと存じます。

合併の期日の考え方につきまして、ご説明をさせていただきます。

1の基本的な考え方でございますが、期日の決定にあたりましては、住民への周知期間や電算システム統合に要する期間、合併までの様々な手続に期間を要することを考慮する必要がございますほか、相模原市と藤野町との合併の期日と同日に合併することによりまして、住民への周知や合併経費の観点から効果的であり、望ましいとしております。

次に、2の平成19年3月11日を合併の期日とした理由でございますが、合併準備作業などに相当な期間を要することや、各市町の議会日程、統一地方選挙への影響、移行作業の時期、農業委員会委員の一般選挙の日程などを考慮いたしましたものでございます。

次に、協議会資料の38ページをご覧くださいと存じます。

協議第7号 新市の名称について。

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とするをいたしております。

39ページの参考でございますが、先ほど合併の方式について、編入合併とご決定いただいておりますが、編入する市町村の名称とすることが通常となっております。

次に、協議会資料の40ページをご覧くださいと存じます。

協議第8号 新市の事務所の位置について。

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号（現在の相模原市役所の位置）とするをいたしております。

41ページには参考をお示ししておりますが、名称と同様の扱いが多くなっております。

以上が、協議第6号から協議第8号までの説明でございます。よろしくご協議くださいますよう、お願い申し上げます。

八木副会長 只今、事務局から、「協議第6号 合併の期日について」、「協議第7号 新市の名称について」、「協議第8号 新市の事務所の位置について」、説明がありました。

ここで、協議に入らせていただきます。

協議第6号から協議第8号までについて、ご意見がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

まず、「協議第6号 合併の期日について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第6号 合併の期日について」は、

原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第7号 新市の名称について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第7号 新市の名称について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第8号 新市の事務所の位置について」、お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第8号 新市の事務所の位置について」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、少々時間がかかりますが、「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」から「協議第32号 相模原市・城山町合併市町村基本計画素案について」と、関連がございます「報告第9号 合併まちづくり計画(案)」までを一括してご説明させていただいてから協議に入らせていただきますので、ご理解いただきたいと存じます。

それでは、事務局より説明いたさせます。

**協議第 9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて**

**協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて**

**協議第11号 特別職の身分の取扱いについて**

**協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて**

**協議第13号 財産の取扱いについて**

**協議第14号 条例、規則等の取扱いについて**

**協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて**

**協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて**

**協議第17号 慣行の取扱いについて**

**協議第18号 公共的団体等の取扱いについて**

**協議第19号 町名・字名の取扱いについて**

**協議第20号 土地利用の取扱いについて**

**協議第21号 上下水道事業の取扱いについて**

- 協議第 2 2 号 地方税の取扱いについて
- 協議第 2 3 号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 2 4 号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第 2 5 号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議第 2 6 号 使用料、手数料の取扱いについて
- 協議第 2 7 号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第 2 8 号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 2 9 号 消防団の取扱いについて
- 協議第 3 0 号 防災事業の取扱いについて
- 協議第 3 1 号 地域自治区等の設置及び都市内分権について
- 協議第 3 2 号 相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）について
- 報告第 9 号 合併まちづくり計画（案）について

田所事務局長 協議会資料の 4 2 ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第 9 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 8 年 4 月 2 4 日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律第 8 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される城山町に設けられる選挙区の議会議員の定数は、2 人とすることといたしております。

4 3 ページをご覧いただきたいと存じます。

議会議員の定数及び任期の取扱いについての参考資料でございます。

1 の 1 市 2 町の議会議員の定数等と任期でございますが、相模原市の現行の議員定数は 4 9 人で、旧津久井町と旧相模湖町との合併に伴う編入合併特例定数でございます。任期は、平成 1 9 年 4 月 2 9 日までとなっております。

また、城山町の現行の議員定数は 1 6 人で、任期は平成 1 9 年 5 月 7 日までとなっております。

2 の合併新法による定数特例の算定式でございますが、議員定数加算数は、編入される城山町の人口を編入する相模原市の人口で除した数に、相模原市の現行の議員定数 4 9 を掛けて算出するものでございます。



なお、人口は、平成17年の国勢調査の速報値の人口を使用いたしております。

城山町に設けられる選挙区の議員定数加算数につきましては、表にございますように、2人となるものでございます。

44ページをご覧いただきたいと存じます。

3の定数特例による選挙につきましては、公職選挙法とのかかわりがございます。公職選挙法第34条第2項では、「増員選挙は、当該議員の任期が終わる前6月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない」と規定されております。このことから、相模原市議会議員の任期が終わる前6月以内、すなわち平成18年10月30日から平成19年4月29日までの間に合併した場合は、相模原市議会議員の残任期間に対応した増員選挙は行うことができないこととなっております。

したがって、合併の期日が平成19年3月11日と決定していただいておりますので、合併後、最初に行われる一般選挙においてのみ、定数特例による選挙を行うことができ、その任期は、当該一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間となるものでございます。

4の議会議員の定数及び在任に関する特例等につきましては、編入合併の場合における議会議員の定数及び在任に関しまして、地方自治法による一般原則と合併新法による定数特例や在任特例の制度を参考として記載しているものでございます。

次に、協議会資料の45ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、城山町の農業委員会は、相模原市西農業委員会に統合する。

2、城山町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、相模原市西農業委員会の委員の残任期間、同農業委員会委員として在任する。

3、市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。相模原市東農業委員会、20人、相模原市西農業委員会、15人といたしております。

次に、46ページ、下段をご覧いただきたいと存じます。

相模原市は、2つの農業委員会を設置しております。2つの農業委員会の選挙による委員

は、平成19年3月19日までの任期で、相模原市東農業委員会が20人、相模原市西農業委員会が26人となっております。また、任期満了に伴う一般選挙からは、相模原市東農業委員会が20人、相模原市西農業委員会が12人となるものでございます。

また、相模原市・藤野町合併協議会の協議では、藤野町の農業委員会は相模原市西農業委員会に統合し、任期満了に伴う一般選挙からは、選挙による委員が相模原市西農業委員会で16人となることで協議が調っているところでございます。

上段をご覧くださいと存じます。

1の農業委員会の数でございますが、農業委員会等に関する法律第3条第2項の政令の要件を満たすことから、相模原市には2つの農業委員会が設置されております。

2の農業委員会委員の任期についてでございますが、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定により、編入される合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員は、40名を超えない範囲で定めた数の者に限り、編入する合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間、引き続き在任することができることとされております。2つの農業委員会の委員の任期は、平成19年3月19日までとなりますので、城山町選挙による委員11人は、その間、引き続き農業委員会の委員として在任することといたします。

なお、城山町選任による委員につきましては、合併時に全員、失職することとなるものでございます。

次に、3の農業委員会の選挙による委員の数についてでございますが、合併時の相模原市の農家世帯数に対する選挙による委員の数を基準として算出したものでございます。

47ページには、現況比較を掲載いたしてございます。

次に、協議会資料の48ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて。

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

城山町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会の委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職するとしております。

次に、49ページをご覧くださいと存じます。

編入合併の場合における特別職の身分の取扱いでございますが、編入する市町村については、法人格がそのまま存続しますので、特別職の身分に変動はございません。編入される市町村につきましては、法人格が消滅するため、特別職は失職することとなるものでござい

す。

次に、50ページをご覧くださいと存じます。

特別職の職員の現況比較でございます。上段の表は、常勤の特別職についての一覧、下段の表は、各執行機関の委員についての一覧表でございます。

次に、51ページをご覧くださいと存じます。

各執行機関の委員についての報酬でございます。

次に、協議会資料の52ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて。

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1といたしまして、城山町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。

2といたしまして、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うといたしております。

次に、53ページをご覧くださいと存じます。

編入合併の場合における一般職の職員の身分の取扱いでございます。

1の職員の身分でございますが、合併新法によりまして、「合併関係市町村は、その協議により、市町村合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められているものでございます。

2の職員の給与・勤務条件等でございますが、新市の任用制度、給与・勤務条件に関して、合併前後で不均衡を生じないよう取り決めを行う必要があるものでございます。

次に、54ページをお開きいただきたいと存じます。

一般職の職員の現況比較でございます。

相模原市の職員の定数は4,470名、城山町の職員の定数は223名となっております。

表の下段は、職階制による職員の配置状況となっております。

次に、協議会資料の55ページをご覧くださいと存じます。

協議第13号 財産の取扱いについて。

財産の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、城山町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。

なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し、調整する。

2、城山町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐといたしております。

56ページをご覧いただきたいと存じます。

地方公共団体の財産についての区分を記載してございます。

この表にございますように、公有財産については、行政財産と普通財産と大きく2つに分かれてございます。そのほかに、物品、債権、基金、地方債、債務負担行為がございます。

57ページをご覧いただきたいと存じます。

財産の現況比較の総括表でございますが、平成17年3月31日現在の状況を記載してございます。

詳細につきましては、58ページから67ページまでに記載をいたしてございます。

次に、68ページをご覧いただきたいと存じます。

財産区についてでございます。

現在、相模原市と城山町に財産区が設けられてございます。

2の財産区の業務等でございますが、所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止を行うものでございます。

4の相模原市と津久井郡における財産区の状況でございますが、相模原市には6つの財産区が、城山町には2つの財産区がございまして、相模原市の財産区には、審議機関として財産区管理会が、城山町の財産区には、議決機関として財産区議会が設けられております。

69ページには財産区議会と財産区管理会の比較を、70ページ、71ページには財産区の現況比較を記載いたしてございます。

以上が、協議第9号から協議第13号までの説明でございます。

八木副会長 どうもご苦労さまでした。

それでは、ここで一旦、会議を中断し、休憩に入りたいと存じます。

再開は、2時35分からといたしたいと思っておりますので、時間になりましたら席にお戻りくださいますよう、お願い申し上げます。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時37分

八木副会長 それでは、再開いたします。

協議第14号から事務局に説明いたさせます。

片野事務局次長 協議会資料の72ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第14号 条例、規則等の取扱いについて。

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をすることといたしております。

次に、73ページをご覧いただきたいと存じます。

編入合併の場合の条例、規則等の取扱いでございます。

1として、編入される地方公共団体の法人格が消滅するため、当該団体の条例、規則等は失効するものでございます。

次に、2として、条例で定める必要のある税の不均一課税などの特例措置や、編入される地方公共団体にある公の施設等について、編入する地方公共団体の施設として設置することを合併協議会で定めた場合には、条例、規則等の整備を行う必要があるものでございます。

次に、74ページをご覧いただきたいと存じます。

条例、規則等の現況比較でございます。

相模原市の例規集搭載の件数は、条例が251本、規則が344本、その他告示等が180本でございます。

城山町につきましては、条例が137本、規則が145本、その他告示等が8本でございます。

次に、協議会資料の75ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて。

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、城山町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。

2、城山町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。

3、城山町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、

城山町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま新市に引き継ぐといたしております。

次に、76ページをご覧いただきたいと存じます。

事務組織及び機構の取扱いについての参考を記載してございます。

続きまして、77ページをご覧いただきたいと存じます。

事務組織及び機構の整備方針でございます。

まず、1の基本方針といたしまして、住民福祉の向上を目指して、城山町の役場等の機能を考慮すること、それぞれの地域が有する個性や特徴を活かした「まちづくり」の推進を図ること、内部管理業務等を統合し、行財政運営の効率化を図ることを挙げさせていただいております。

次に、2の個別方針でございます。行政の機能を、政策企画内部管理機能、まちづくり支援機能、住民サービス提供機能の3つに分類いたしまして、本庁の組織、出先機関などについて整備を図るものでございます。

それぞれの機能の内容につきましては、表に記載しているとおりでございます。

続きまして、78ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、(1)の本庁組織でございますが、相模原市の本庁機能を基本として、城山町の「政策企画内部管理機能」を統合するものでございます。

次に、(2)の出先機関でございますが、現在の城山町の役場につきましては、政策企画内部管理機能を除き、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織とするものでございます。

また、現在の城山町の出先機関につきましては、住民サービスの低下を招くことがないよう、その機能を維持するものでございます。

(3)の附属機関でございますが、それぞれの所掌事務等を十分に考慮いたしまして、同種のものは統合するものでございます。

ただし、地域性などから設置する必要があるものは、現行のまま引き継ぐものといたしております。

次に、(4)関連行政機関でございますが、現在、城山町におきまして、神奈川県が行っている行政サービスのうち、新市が行うものにつきましては、現行のサービス内容を踏まえ、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から、必要な組織の設置に関し、県と協議を行うものでございます。

次に、79ページ、80ページをご覧いただきたいと存じます。

事務組織の現況比較でございます。

相模原市につきましては、21部157課13課内室がございます。

城山町につきましては、5部19課がございます。

81ページから87ページまで、それぞれ市町の行政機構図を、88ページから91ページまで、附属機関の現況比較を記載してございます。

次に、協議会資料の92ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて。

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。

ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。

2、自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しを行うことといたしております。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

表の右側、「別冊1、ページ」と記しておりますのは、別冊1、事務事業現況調書のページをお示しさせていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

番号1の行政連絡機構の取扱いでございますが、組織、行政連絡業務、行政委員制度、手数料や報酬等に相違がございますので、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとしたしますが、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号2の地域振興嘱託員経費でございますが、相模原市独自の制度でございますので、現行のまま新市に引き継ぐものとしたしますが、城山町への配置につきましては、合併後に、配置基準の見直しとともに検討を行うものでございます。

次に、番号3の自治会活動助成事業から番号7の防犯灯の設置・指導までにつきましては、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行うものでございます。

93ページをご覧いただきたいと存じます。

行政連絡機構の取扱いの考え方でございますが、行政連絡機構とは、具体的には自治会等

のことを指しますが、地域コミュニティの歴史に根ざした組織であることや、地域における重要な役割などを考慮し、調整をさせていただいたものでございます。

94ページから99ページまでは、現況比較を掲載してございます。

次に、協議会資料の100ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第17号 慣行の取扱いについて。

慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、市章は、相模原市のものに統合する。

2、市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。

3、市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討することといたしております。

次に、101ページをご覧いただきたいと存じます。

慣行の現況比較でございます。

市章、町章、花、木、鳥は、市町において、それぞれ定められてございます。

色につきましては、相模原市が「みどり」と制定されておりますが、城山町は制定されてございません。

102ページをご覧いただきたいと存じます。

市町民憲章でございますが、市町で、それぞれ定められてございます。

市町民憲章以外の憲章、宣言でございますが、相模原市では2憲章、5宣言が、城山町では2宣言が、それぞれ定められてございます。

103ページをご覧いただきたいと存じます。

市民の歌、町民の歌でございますが、市町で、それぞれ定められてございます。

次に、協議会資料の104ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第18号 公共的団体等の取扱いについて。

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。



1、共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。  
2、共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

3、独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするをいたしております。

105ページをご覧いただきたいと存じます。

参考として、公共的団体等の統合の必要性についての説明を記載してございます。

合併新法では、市町村合併に際しましては、その区域内の公共的団体等は統合整備を図る必要があるとしております。

なお、公共的団体等とは、農業協同組合、社会福祉協議会など、公共的活動を営むすべての団体を含むものとございます。

106ページから113ページにかけて、主な公共的団体等の現況を掲載してございます。

次に、協議会資料の114ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第19号 町名・字名の取扱いについて。

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、相模原市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。

2、城山町の区域内の町（字）の区域は、原則として現行のとおりとする。

3、城山町の区域内の町（字）の名称は、町の意向を尊重するをいたしております。

115ページをご覧いただきたいと存じます。

町名・字名の数でございますが、相模原市におきましては、津久井町及び相模湖町を含め、町名の数が297、字名の数が33で、合計で330でございます。

城山町におきましては、町名の数が21、字名の数が15で、合計で36でございます。

個々の町名・字名につきましては、116ページから119ページに記載しております。

以上が、協議第14号から協議第19号までの提案のご説明でございます。

内田事務局次長 引き続き、協議第20号からご説明をいたします。

協議会資料の120ページをお開きください。

協議第20号 土地利用の取扱いについて。

土地利用の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な

変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討することといたしております。

次に、調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

番号1の都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進でございますが、市町村の都市計画に関する基本的な方針である市町村マスタープランにつきまして、上位計画である新総合計画の策定期間に併せて、合併後3年以内に新市において策定するものでございます。

次に、番号2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進並びに番号3の区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更につきましては、神奈川県において決定する都市計画の範囲に関する事項が主なもので、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において検討するものでございます。

次に、121ページをご覧いただきたいと存じます。

土地利用の取扱いの考え方についてでございますが、相模原市と城山町は従前から一体的に相模原都市計画区域を構成しており、新市におきましては、津久井都市計画区域、相模湖都市計画区域と合わせ3つの都市計画区域が存在することになります。

市町村が合併した場合の都市計画区域の指定につきましては、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましいことではございますが、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後のあり方については新市において検討するものでございます。

次に、122ページをご覧いただきたいと存じます。

都市計画の現況比較でございますが、一番上の段の都市計画区域につきましては、相模原市・旧相模湖町・城山町の全域、旧津久井町及び藤野町については一部が指定されております。

また、2段目の区域区分につきましては、旧津久井町・旧相模湖町を除く相模原市の区域と城山町において定められており、旧津久井町・旧相模湖町の区域と藤野町は定められておりません。

なお、用途地域並びに市町村マスタープランについては、いずれの市町においても定められております。

次に、協議会資料の123ページをお開きください。

協議第21号 上下水道事業の取扱いについて。

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、水道事業。

現行のまま新市に引き継ぐ。

2、下水道事業。

(1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。

ただし、合併前に事業認可を受けた区域で、事業認可期間内(平成24年3月まで)での整備については、城山町の負担金額を引き続き適用する。

(2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度を適用する。

(3) 公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。

なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うことといたしております。

127ページをお開きください。

127ページ、上下水道事業の取扱い方針の考え方について、ご説明をさせていただきます。

1の水道事業でございますが、神奈川県企業庁水道局により実施されておりますが、相模原市におきましては市営簡易水道事業も実施しております。

次に、2の下水道事業でございますが、下の囲みの中に用語の説明がございます。

公共下水道事業受益者負担金でございますが、市街化区域内において公共下水道が整備されることにより、衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものでございます。

次に、公共下水道事業受益者分担金ですが、市街化調整区域内において、公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものでございますが、城山町につきましては、市街化調整区域における公共下水道の整備がされておられませんので、分担金の負担は生じないものでございます。

恐れ入りますが、124ページにお戻りください。

調整方針一覧のうち、主な事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号10の下水道基本計画策定事業でございますが、原則として合併後3年以内に相模原市の制度に統合する。

なお、新市において計画や認可の期間内で策定・手続を行うものでございます。

次に、番号14の水洗化促進事業でございますが、合併時に相模原市の制度に統合する。

ただし、水洗便所改造等奨励金制度については、合併時までには処理開始されている区域に限

り、処理開始日から起算して3年間存続するものでございます。

128ページと129ページに、上下水道事業の現況比較を掲載いたしております。

次に、協議会資料の130ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第22号 地方税の取扱いについて。

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、個人市町民税の均等割及び所得割の税率については現行のとおりとし、普通徴収の納期については相模原市の制度に統合する。

2、法人市町民税の均等割の税率については現行のとおりとする。法人税割の税率については相模原市の制度に統合する。

ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。

3、固定資産税の税率については現行のとおりとし、納期については相模原市の制度に統合する。

4、軽自動車税の税率については、相模原市の制度に統合する。

5、事業所税については、相模原市の制度を適用する。

ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

6、都市計画税の税率については現行のとおりとし、納期については相模原市の制度に統合する。

7、入湯税については、相模原市の制度を適用することといたしております。

次に、調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

番号1の個人の市・県民税の取扱いでございますが、均等割の非課税基準につきましては、合併時に相模原市の基準に統合するものでございます。

次に、131ページをご覧いただきたいと存じます。

番号3の固定資産税及び番号7の都市計画税でございますが、合併により特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち新たに宅地並課税の対象となるものについては、合併新法によりまして、合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並課税を適用しないことといたすものでございます。

132ページと133ページに、地方税の現況比較を掲載しております。

このうち、132ページの上から2段目、法人市町民税でございますが、法人税割の税率に相違がございます。

また、133ページの一番上の段の事業所税でございますが、事業所税の課税団体は、人口30万以上の都市等で、相模原市のみが課税しており、城山町には制度がございません。税率、免税点につきましては、記載のとおりでございます。

次に、協議会資料の134ページをお開きください。

協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて。

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

33項目の事務事業がございますが、調整方針は、一部の事務事業を除き、基本的には合併時に相模原市の制度に統合することとしております。

次に、137ページをご覧いただきたいと存じます。

国民健康保険事業の取扱いの考え方でございますが、国民健康保険事業の基本的事項は、市町村の保険者が国民健康保険法等に基づき運営しているため、実施されている事務事業も概ね統一されたものであります。しかし、市町村単位で運営されることから、それぞれの地域特性に応じた運用もされており、保険税率などは相模原市と城山町で異なる制度を設けているのが現状でございます。

次に、138ページをご覧いただきたいと存じます。

国民健康保険事業の現況比較を掲載しております。

1の国民健康保険税でございますが、相模原市と城山町におきまして税率等が異なっており、特に相違が大きいのは資産割でございます。相模原市の税率が、城山町と比較して、著しく低くなっております。

次に、141ページをご覧いただきたいと存じます。

9の健康診査等委託事業でございますが、人間ドック助成事業を補完する市独自の保健事業として実施しており、30歳代の被保険者を対象としております。

次に、142ページをご覧いただきたいと存じます。

10の人間ドック助成事業でございますが、相模原市は対象年齢が40歳以上で、城山町では35歳以上としております。助成額につきましては、相模原市が2万2,000円、城山町は2万円となっております。

次に、協議会資料の143ページをご覧ください。

協議第24号 介護保険事業の取扱いについて。

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合するものといたすものでございます。

次に、調整方針一覧をご覧くださいと存じます。

番号1の介護保険料の取扱いでございますが、市町により相違がございますが、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号9の介護保険事業計画でございますが、それぞれの計画を調整した新たな事業計画の策定について、合併時に新市において検討するものでございます。

次に、145ページをご覧くださいと存じます。

介護保険事業の取扱いの考え方でございますが、第1号被保険者の保険料につきましては、各市町の介護サービスの総費用、被保険者数、後期高齢者の割合、高齢者の所得水準等をもとに算定するため差異があり、城山町の保険料基準額は相模原市よりも低くなっておりますが、市民税非課税層では城山町の方が高い保険料段階もございます。合併後の保険料でございますが、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき算定されますが、介護サービス総費用等の算定基礎数値の構成割合からして、相模原市の金額に近いものとなることが想定されますので、町民の皆様の理解に十分配慮する必要があるものと考えております。

次に、146ページをご覧くださいと存じます。

146ページから148ページに、介護保険事業の現況比較を掲載しております。

1の介護保険料につきましては、両市町とも8段階の設定となっておりますが、保険料額に相違があるものでございます。

次に、協議会資料の149ページをお開きください。

協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて。

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。

ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

主な事務事業といたしまして、153ページの番号61の基本健康診査事業、番号62のがん検診事業、154ページの番号68の乳幼児健康診査事業でございますが、実施時期などにおいて相違がございますが、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、155ページをご覧いただきたいと存じます。

保健衛生事業の取扱いの考え方についてでございますが、1の保健所につきましては、現在、津久井郡を神奈川県津久井保健福祉事務所が管轄しておりますが、合併後は新市域全体を新市が管轄することとなります。主な保健所業務といたしましては、アからオまでにお示しする事業がございます。

次に、156ページをご覧いただきたいと存じます。

2の保健センターにつきましては、表に相模原市及び津久井地域の設置状況を掲載しております。

次に、157ページをご覧いただきたいと存じます。

保健衛生事業の現況比較でございますが、157ページから165ページに主なものを表にしております。

1の保健医療計画につきましては、両市町とも既に計画が作成されております。

2の基本健康診査及び158ページの3、がん検診事業につきましては、実施場所や実施時期などにおいて相違が見られます。

次に、165ページをご覧いただきたいと存じます。

9の健康度評価事業につきましては、(1)の生活習慣病予防及び(2)の生活機能低下予防の各事業とも、相模原市のみで実施しているものでございます。

以上が、協議第20号から協議第25号までの提案のご説明でございます。

片野事務局次長 続きまして、協議会資料の166ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて。

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり協議を求めらる。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。

2、道路、河川等の占用料及び3、手数料については、原則として相模原市の制度に統合するとしております。

次に、167ページをご覧いただきたいと存じます。

使用料、手数料の取扱いの考え方につきまして、ご説明をさせていただきます。

1の施設等の使用料の取扱いの考え方でございますが、施設ごとに料金の格差があっても差し支えがなく、各市町の使用料に対する考え方や経緯を踏まえ、原則として現行どおりとするものでございます。

行政財産の目的外使用料など、合併時に統一した方が望ましいと考えられるものにつきましては、相模原市の制度に統合する方向で調整を図るものでございます。

次に、2の占用料の取扱いの考え方でございますが、新市としての一体性を保つことが望ましいと考えられますので、相模原市の制度に統合する方向で調整を図るものでございます。

次に、3の手数料の取扱いの考え方でございますが、同一のサービスに対する料金は同一であることが基本であると考えられますので、原則として相模原市の制度に統合する方向で調整を図るものでございます。

次に、168ページをご覧くださいと存じます。

168ページから237ページにつきましては、使用料等の現況比較と調整の具体的方針を、238ページから266ページにつきましては、手数料の現況比較と調整の具体的方針を掲載いたしております。

続きまして、協議会資料の267ページをご覧くださいと存じます。

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて。

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

1、同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。

2、各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整することといたしております。

268ページをご覧くださいと存じます。

補助金、交付金等の定義について、記載をいたしております。

次に、269ページをご覧くださいと存じます。



269ページから291ページまで、市町の補助金、交付金等の現況をお示しさせていただきましたが、同一又は同種の団体・事業等に対するものと、各市町独自の団体・事業等に対するものの2つに大別しております。

補助金、交付金等の取扱いにつきましては、基本的には、統合等の方向で調整していくことが必要となりますが、補助金、交付金等の持つ従来からの経緯、実情等に配慮することも重要でございます。

このため、同一又は同種の団体・事業等に対する制度は、統合の方向で調整を図ることとし、各市町独自の団体・事業等に対する制度は、地域の特性、歴史等から存続について合理的な理由がある場合につきましては、原則3年以内を目途に統合等の調整を図ることとするものでございます。

次に、協議会資料の292ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて。

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

1、一部事務組合の取扱い。

城山町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

2、事務の委託の取扱い。

(1) 公平委員会事務委託。

城山町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(2) 公共下水道使用料徴収事務委託。

城山町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(3) 一般廃棄物処理事務委託。

城山町が相模原市に委託している一般廃棄物処理事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(4) 消防事務委託。

城山町が相模原市に委託している消防事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

### 3、土地開発公社の取扱い。

城山町に設置されている城山町土地開発公社については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐ。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

### 4、第3セクターの取扱い。

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続することといたしております。

293ページをご覧いただきたいと存じます。

2の事務の委託でございますが、事務の委託を廃止する場合には、両市町の議会の議決を経て行う協議により、行うものでございます。

次に、294ページをご覧いただきたいと存じます。

一部事務組合等の現況比較をお示ししてございます。

なお、現況比較のうち、第3セクターにつきましては、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体の監査権限が及ぶ資本金等の出資率が4分の1以上の法人を対象として記載をしてございます。

次に、協議会資料の295ページをご覧ください。

協議第29号 消防団の取扱いについて。

消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、城山町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整することといたしております。

調整方針一覧をご覧ください。

番号4の消防団運営交付金でございますが、消防団員の士気高揚と団運営の円滑化を図るため交付しているもので、算出方法に差異がありますが、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、296ページをご覧いただきたいと存じます。

番号12の非常備消防組織、いわゆる消防団でございますが、部の配置人員に若干の差異がございますが、原則として、相模原市の制度に統合する。

ただし、城山町の消防団活動の実態を踏まえた新たな消防団組織を検討するものでございます。

297ページから299ページまで、消防団の取扱いに関する調整方針の考え方と消防団組織等の現況比較を掲載しております。

次に、協議会資料の300ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第30号 防災事業の取扱いについて。

防災事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。

また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定することといたしております。

調整方針一覧をご覧ください。

番号3の地域防災計画の推進でございますが、合併後、速やかに着手し、3年を目途に策定することといたします。

策定されるまでの間につきましては、1市1町の既存の地域防災計画を適用することといたしますが、非常配備体制に限り、合併時に相模原市の体制に統合するものでございます。

次に、301ページをご覧いただきたいと存じます。

番号8の自主防災組織育成支援事業でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、助成金につきましては、合併後3年を目途に見直しを図るものでございます。

302ページから306ページまで、防災事業の取扱いの考え方と現況比較を掲載してございます。

次に、協議会資料の307ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第31号 地域自治区等の設置及び都市内分権について。

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおりに設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、平成23年4月を目途に検討する。

この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認め

るときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずることといたしております。

次に、地域自治区の設置に関する協議につきまして、ご説明をさせていただきます。

第1条、地域自治区の設置でございますが、合併新法に基づきまして、合併前の城山町を区域とする地域自治区を設置するものでございます。

第2条、地域自治区の名称でございますが、城山町（しろやまちょう）とするものでございます。

第3条、地域自治区の設置期間でございますが、合併の日から平成23年3月31日までとするものでございます。

第4条、地域自治区の事務所でございますが、位置、名称、所管区域につきましては、表のとおりでございます。

また、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、地域協議会の庶務を処理するものでございまして、事務所長を置くものでございます。

第5条、地域協議会の設置でございますが、地域住民の意見を反映させるため、地域自治区に設置するもので、308ページに記載をいたしておりますが、その名称は、城山町（しろやまちょう）地域協議会とするものでございます。

第6条、地域協議会の構成員でございますが、地域自治区内に住所を有する者のうちから市長が選任をし、その定数は30人以内で、任期は2年とするものでございます。

なお、報酬は支給しないものでございます。

第7条、地域協議会の会長及び副会長でございますが、地域協議会の会長及び副会長の選任の方法、任期などについて規定をするものでございます。

第8条、地域協議会の権限でございますが、第1項におきましては、第1号から第3号に掲げております事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他市の機関に意見を述べることができるものでございます。

第2項におきましては、地域自治区の区域に係る合併市町村基本計画の変更や合併協議会の調整方針の変更、基本構想及び総合計画の策定又は変更などに関しまして、市長は、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない旨を定めるものでございます。

また、第3項におきましては、市長その他市の機関は、第1項、第2項の意見を勘案して、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないとするものでございます。

第9条、地域協議会の会議でございますが、地域協議会の会議の招集手続や成立要件など、会議の運営に関する基本的な事項につきまして規定をするものでございます。

309ページをご覧いただきたいと存じます。

第10条、委任でございますが、協議書に定める事項のほか、地域自治区の組織及び運営に関して必要な事項については、市長が別に定めることとするものでございます。

310ページから314ページに、「地域自治区等の設置及び都市内分権の考え方について」と「地域自治組織等の概要」、「城山町区域に設置される地域自治区のイメージについて」を記載しております。

以上が、協議第26号から協議第31号までの提案のご説明でございます。

内田事務局次長 引き続き、ご説明をさせていただきますが、大変恐縮ですけれども、ひとつ訂正をさせていただきたいと存じます。

お手元の協議会資料の166ページにお戻りいただきたいと存じます。166ページでございます。

協議第26号 使用料、手数料の取扱いについての提出者名が「相模原市・藤野町合併協議会会長」というふうに記載されておりますけれども、正しくは「相模原市・城山町合併協議会会長」でございます。誤植がございまして大変申し訳ございません。失礼いたしました。

それでは、協議第32号 相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）についてと、報告第9号 合併まちづくり計画（案）については、関連がございますので、併せてご説明をいたします。

協議会資料の315ページをお開きいただきたいと存じます。

協議会資料、315ページ、協議第32号 相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）について。

相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）について、別紙のとおり協議を求め。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

続きまして、協議会資料の395ページをお開きいただきたいと存じます。395ページでございます。

報告第9号 合併まちづくり計画（案）について。

合併まちづくり計画（案）について、別紙のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長でございます。

別紙といたしまして、計画の冊子が2つある訳でございますが、法律上は、本協議会で作成する合併市町村基本計画は、相模原市と城山町の1市1町の区域についての計画になる訳でございます。お手元の冊子のうち、「相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）」

のような形になる訳でございます。

しかしながら、現実といたしましては、相模原市と城山町と藤野町との1市2町の同時合併を目指しておりますことから、その姿をお示しする必要があると考えておりました、報告第9号の「合併まちづくり計画（案）」を作成したところでございます。そこで、最初に「合併まちづくり計画（案）」をご報告させていただきながら、協議（案）の内容についてご説明をさせていただきます。

それでは、2つの冊子のうち、「合併まちづくり計画（案）」の方をご覧いただきたいと存じますが、1ページをお開きください。

序章、合併まちづくり計画については、これまでの経過と計画の趣旨を説明しております。津久井郡各町との合併協議にあたりましては、構成市町の異なる合併協議会が順次設置されてまいりましたことから、「相模原市・津久井町・相模湖町 新まちづくり計画」と「相模原市・藤野町合併基本計画」の2つの法定計画がこれまでに作成されております。3つ目の計画が、今回の「相模原市・城山町合併基本計画」となるものでございます。

来年3月11日に相模原市と城山町と藤野町との1市2町による合併を目指すことから、2、計画の趣旨の（1）地域の将来像の共有といたしまして、相模原市・藤野町合併協議会と共通の認識に立った上で、協議をする必要がございます。そこで、1市2町による地域全体の将来像やまちづくりの基本方針などを整理することといたしております。

（2）合併市町村基本計画の集約とは、2つの合併市町村基本計画が、相模原市と城山町、相模原市と藤野町のそれぞれで存在することになりますので、これらを集約いたしまして、1市2町による地域全体のまちづくり計画としてまとめるものでございます。

計画の区域は、現在の相模原市、城山町及び藤野町とし、計画の期間は、相模原市・藤野町合併基本計画と同様、平成19年度から27年度までの9年間とするものでございます。

2ページをお開きください。

1市2町の地域の概況について記載しております。1、位置と地勢や3ページの2、沿革につきましては、相模原市と藤野町との計画に、城山町の合併に関連する内容と、相模原市と津久井町、相模湖町との合併の経緯を加えたものでございます。

4ページをお開きいただきたいと存じます。

3、面積ですが、1市2町では328.84平方キロメートルとなりまして、4、人口については70万1,568人となるもので、以下、18ページまで、1市2町の各種データをお示ししております。

次に、19ページをご覧ください。

19ページ、第2章、将来人口の見通しですが、10年後の平成27年には約71万8,000人と推計しているところがございます。

次に、21ページをご覧くださいと存じます。

第3章、まちづくりの基本方針ですが、1、地域の将来像は、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」といたしまして、2のまちづくりの考え方も含め、従来の計画と同様といたしております。

それでは、22ページをお開きください。

下段の3、将来都市構造につきましては、この「合併まちづくり計画」独自のものございまして、25ページに記載しております将来都市構造図を説明するものとなっております。

各市町の持つ地域特性を活かし、今まで進められてきたまちづくりの経緯を踏まえまして、地域における拠点の形成や、拠点間の連携を図るネットワークの形成を進め、多核・多拠点型の都市づくりを目指すことといたしております。

それでは、25ページの将来都市構造図をご覧くださいと存じます。

本地域の中心市街地といたしましては、赤い円で示すとおり、西から橋本、相模原、相模大野の3つの核を位置付けておりまして、新たなまちづくりの拠点といたしましては、麻溝台・新磯野地区と、さがみ縦貫道路の(仮称)相模原インターチェンジの整備に伴う当麻地区をオレンジ色の円で表示をさせていただいております。

さらに、さがみ縦貫道路の(仮称)城山インターチェンジの整備に伴い、図のほぼ中央に青色の楕円で、大島、小倉地区を新たな産業の拠点としております。

同様に、津久井広域道路の整備に伴い、津久井町の串川、相模湖町の内郷地区を新たな産業の拠点といたしております。図では、津久井広域道路沿いに青色の円で示しております。

中央自動車道・相模湖インターチェンジや国道20号、JR中央本線などにより、広域的な交通の利便性が高い相模湖の周辺は、観光交流拠点として黄色の楕円で示しております。

次に、緑色の円で示しておりますが、豊かな自然に親しめる場として、宮ヶ瀬湖、奥相模湖の周辺、木もれびの森を自然ふれあい拠点としております。

ふるさと芸術村を中心とした名倉、牧野地区を紫色の円で示しておりますが、温泉なども生かした芸術と憩いの拠点としております。

都市軸としては、さがみ縦貫道路や国道などの幹線道路、そして鉄道を交通軸として図示し、本地域を東西に流れ、1市2町をつなぐシンボルともなる相模川や道志川をみずの軸と

して表現しております。また、横山丘陵や相模川の斜面緑地を市街地におけるみどりの軸といたしました。

都市構造におけるゾーニングの考え方として、本地域のほぼ中央を縦断する相模川の東部と西部で土地利用の状況は大きく異なっており、クリーム色で表示しております相模原地域をくらしとにぎわいのゾーンとして、都市的な土地利用を今後とも進めていくこととし、薄いグリーンで表示しております津久井地域は、豊かな自然環境を生かしたうるおいといこいのゾーンとして位置付けております。

特に、国定公園に指定されている西部の森林地帯は水源の森ゾーンとして、また、相模川や道志川の流域、各湖周辺などでは、みずとみどりにふれあえる場所として、みずとみどりのレクリエーションゾーンとして位置付けをしております。

27ページをご覧くださいと存じます。

第4章、基本目標ですが、これは、4つの目標とも、任意協議会における「まちづくりの将来ビジョン」を踏まえて作られました「相模原市・津久井町・相模湖町 新市まちづくり計画」や「相模原市・藤野町合併基本計画」の際、定めた基本目標と同様でございます。

まず、1つ目といたしまして交通、都市基盤に関するもの、2つ目は自然・環境に関するものとなっております。

28ページをお開きいただきたいと存じます。

基本目標として、産業、観光、土地利用に関するもの、基本目標として教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心に関するものを掲げております。

それでは、29ページをご覧ください。

第5章、合併シンボルプロジェクトですが、この章につきましても、「まちづくりの将来ビジョン」の考えを受け継ぎまして、「相模原市・藤野町合併基本計画」の際定めた合併シンボルプロジェクトと同様でございます。ただし、2、市民のオアシスプロジェクトにおける主な事業といたしまして、城山町のエコミュージアムを新たに加えており、自然環境や歴史文化遺産などの地域資源を保存・復元・活用し、地域同士の交流や連帯感を深めることで、よりよいまちづくりをしていこうとしているものです。

32ページをご覧ください。

第6章、施策体系ですが、「相模原市・藤野町合併基本計画」に、城山町との合併による1市2町の状況を考慮した中で関連事業を加えております。下線を引いてある今回加えた事業について、ご説明をさせていただきます。



まず、骨格幹線道路網の整備の主要事業としている県道508号(厚木城山)の整備促進ですが、これは下九沢から国道413号までの道路で、歩道の未整備区間の早期整備に関することでございます。

その右下にあります都市計画道路原宿山野線は、国道413号と県道508号を直結する道路で、拡幅が必要とされているものでございます。

次に、33ページをご覧ください。

中央より少し下になりますが、都市緑化と公園整備の推進の主要事業といたしまして、(仮称)中央公園でございますが、約10.1ヘクタールの区域で、都市計画決定がされているものでございます。

34ページをご覧いただきたいと存じます。

表の一番上の施策、自然環境の保全、創造、活用の主要事業である、ほたるの里づくり推進事業は、地域主体でほたるの保護活動をしている住民団体を支援しているものでございます。

その下の方にある里山・谷戸環境保全推進事業は、多様な環境保護ボランティアと行政との協働により里山の保全を図るため、支援をするものでございます。

次に、36ページの土地利用の(仮称)城山IC周辺地区は、特に、大島界地区では工業系の一般保留フレームが設定されており、市の大沢地域との連携を図りつつ工業・流通ゾーンとして土地利用を検討するものとしております。

37ページの横山スポーツ広場は、18,700平方メートルで、土地の買い上げやグラウンド整備、管理棟や駐車場の整備をしようとするものでございます。

次に、文化施設等の検討整備につきましては、町の総合計画では文化センターの検討として位置付けられておりまして、町では基金を積み立て、土地は約4割が取得済みとなっております。

次に、川尻石器時代遺跡につきましては、谷ヶ原浄水場の東に位置するものでございますが、歴史公園として整備するという計画で、史跡の発掘調査など、調査測量が平成14年度から16年度まで実施されているものでございます。

エコミュージアム推進事業につきましては、先ほど合併シンボルプロジェクトで説明したとおりでございます。

次に、40ページをご覧ください。

第7章、公共施設統合整備の基本的な考え方ですが、これまでの合併基本計画等と同様で、

地域全体のバランスや地域の特性、さらには財政状況を考慮しながら検討することとしております。

41ページからの第8章、県事業の推進については、「相模原市・藤野町合併基本計画」に城山町関連の事項を追加しております。具体的には、42ページの下段、都市住民との交流による里山づくりの推進、小松・城北地区の整備支援と、43ページの4行目にあります県道511号（太井上依知）でございます。

44ページをお開きいただきたいと存じます。

第9章、相模原市、城山町、藤野町の合併による財政推計でございます。

この財政推計は、「相模原市・城山町合併基本計画」における財政計画と、「相模原市・藤野町合併基本計画」における財政計画をもととして、1市2町が合併した場合の財政状況を平成19年度から27年度までの9年間分を推計したものでございます。

条件につきましては、去る1月に作成いたしました「相模原市・藤野町合併基本計画」の財政計画と同様になっており、昨年12月に明らかになりました国の平成18年度地方財政対策や国と地方の税財政を見直す、いわゆる三位一体の改革による影響、そして国の税制改正などを反映いたしております。

46ページの推計結果をご覧ください。

「相模原市・藤野町合併基本計画」の財政計画に、城山町分を加えた形となっております。城山町の一般会計の規模が年間約60億円でございますので、歳入合計、歳出合計とも、9年間の合計では約52.4億円増加したものとなっております。

投資的経費につきましては、19年度が約290億円ですけれども、毎年度200億円程度となる計画となっております。

歳入・歳出合計は、19年度が1,961億円と、ほかの年度より額が大きくなっておりますが、毎年度概ね1,850億円台から1,900億円程度となっております。

以上が、報告第9号 合併まちづくり計画（案）でございますが、法定計画である「相模原市・城山町合併基本計画」は、内容といたしましては、今ご説明した計画から藤野町分を除いたものということでご理解いただければと存じます。

恐縮ですが、「相模原市・城山町合併基本計画（素案）」の冊子をご覧くださいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、目次がございますけれども、この計画は、「相模原市・藤野町合併基本計画」と同様の構成としております。

2ページをご覧ください。

下段、3、作成にあたっての基本的な視点でございますが、(1)地域全体の将来像の考慮において、相模原市と藤野町は県知事への合併申請を行っており、平成19年3月11日を合併の期日として手続きが進められているとし、3ページにありますとおり、こうした経緯などを踏まえて、本計画は、相模原市と合併する予定の藤野町を含めた1市2町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像や、まちづくりのあり方を考慮した上で作成したものでございます。

(3)相模原市と津久井郡各町の合併に係るまちづくり計画との整合では、これまでに作成してまいりました、「まちづくりの将来ビジョン」、「新市まちづくり計画」、「相模原市・藤野町合併基本計画」との整合を図っております。

4ページの第2章、新市の概況や、ちょっと飛びますけれども、15ページの第3章、将来人口の見通しなどのデータにつきましては、藤野町分を除きました、相模原市と城山町のデータで整理をさせていただいております。

そのほか、第4章、まちづくりの基本方針、第5章、基本目標、第6章、合併シンボルプロジェクト、第7章、施策体系、第9章、新市における県事業の推進、第10章、財政計画におきましても、先ほどご説明させていただきました「合併まちづくり計画(案)」から藤野町分を除いて整理をしているものでございます。

合併協議会では、法定計画といたしまして、この「相模原市・城山町合併基本計画」をご決定いただくものでございます。

今後、住民の皆様方からご意見をいただいておりますが、本日は、そのための素案といたしまして、ご協議の上、ご決定いただき、次回以降、最終版に向けまして、さらにご協議をいただければと存じます。

以上で、協議第32号及び報告第9号のご説明を終わります。よろしくご協議くださいますよう、お願いいたします。

八木副会長 どうもご苦労さまでございました。

ここで一旦、会議を中断し、休憩に入りたいと思います。

再開は、3時55分といたしたいと思います。時間になりましたら席にお戻りいただきますよう、お願い申し上げます。

休憩 午後3時37分

再開 午後 3 時 5 6 分

八木副会長 それでは、再開をさせていただきます。

只今、事務局から、協議第 9 号から協議第 3 2 号と、関連がございます報告第 9 号まで、一括して説明がございました。

ここで、協議に入らせていただきます。

なお、協議につきましては、協議事項ごとにさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、「協議第 3 2 号 相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）」については、住民の皆様へ公表するとともに、意見の募集を行う素案としてご決定いただく必要がございますので、最初にご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、関連がございます「報告第 9 号 合併まちづくり計画（案）」についても、併せてご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

柳川委員。

柳川委員 城山町の柳川でございます。

只今、議長の方から、まちづくり計画につきましてもご意見をということでございますので、県事業の推進というのが 4 1 ページに記載をされておりますが、私ども城山町といたしまして、今、4 2 ページの下段の方にございます、都市住民との交流による里山づくりの推進ということで、小松・城北地区の整備支援というふうなことで記載をいただいております。この件につきまして、私ども、県のモデル事業といたしまして、3 年間の事業として、今年度が最終の事業として里山の保全事業を進めておる訳でございます。是非、私どもも、この事業は、恒久的な年月のかかる事業でもございます。そして、神奈川県としてモデル事業として指定をいただきまして進めておる事業でございますので、是非とも私どもが市の方に移管をされた折にも、この事業の推進には絶大なるご支援をいただきたいというふうなことを含めまして、お願いを申し上げたいと思っております。

相模原市と城山町は隣接している都市でございます。私どもも、この緑を保全するという事は、やはり相模原市にしてもオアシスを作るというふうな目的もございます。是非、この都市構想にご協力をいただき、相模原市として温かいご支援をいただければと思っております。この件につきまして、具体的な何かご計画等がございましたら、お聞きできればあり

がたいと思っております。

以上でございます。

八木副会長 只今のご質問に対しまして、事務局から回答をお願いします。

次長。

内田事務局次長 只今、まちづくり計画の42ページの都市住民との交流による里山づくりの推進、小松・城北地区の整備支援ということでお話がございました。これは、県の里山づくり推進事業ということで、今お話のとおり、第1期が平成16年度から18年度まで、モデル地区を県内で定めまして行っていると。その1つが城山町地内にある訳でございます。

こういった事業につきましては、お手元の資料の先ほどの合併まちづくり計画の34ページをご覧いただきたいと存じますけれども、34ページの真ん中辺ですね。表がございまして、下線が引いてある部分がございます。施策の上から5つ目、里山・谷戸環境の保全ということで、右側に里山・谷戸環境保全推進事業という形でございます。これは県と町と色々協力し合いながらやっていくということで承知しておりますので、これにつきましては、合併した後も、こういったような考え方の中で、実際にどういうふうにやっていくかというのはご相談しながらということになる訳でございますけれども、考え方は引き継いでいくものというふうに考えております。

以上でございます。

八木副会長 よろしいですか、柳川委員さん。

柳川委員 ありがとうございます。

八木副会長 ほかにはございますでしょうか。

曾根委員。

曾根委員 城山町の曾根でございます。

合併まちづくり計画の6番の道路・交通の関係でございますけれども、合併といいますと、当然、相模原市と城山を含めた津久井地域の一体感と、こういうことが一番大きな主眼であろうかと思っております。その中で、当然、私たち城山町の現状を見ますと、若い人たちが非常に通勤が大変ということで、町内から町外へ流出していると。このような現象が津久井地域を含めて多く見られるのが現状でございます。そのような観点から、そのような交通の緩和を含めて、皆様方も一生懸命、私も頑張っておりますが、色々なところで、この津久井広域道路という問題を、一体性をなすために、この津久井広域道路の推進に努めておる訳でございますが、なかなか現実問題、通勤等に関しましては、この津久井広域道路が果たして

どれだけ効果があるかというものは若干疑問を呈するところでございます。

そのような観点から、是非とも通勤、通学に便利のように、津久井地域を含めまして、相模原の駅等に接続できるような交通の緩和、それから利便性を図るための調査研究を是非考えていただければ、こんな地域住民にとってはありがたいことはないかなと、このように思っております。よろしく願いいたします。

八木副会長 それでは、只今のご質問に対しまして、事務局から回答をお願いいたします。

土木部会長。

榎田土木部会長 相模原市としましては、現在、道路整備10カ年計画というのを作っております。その中で、特に、今後、城山町と結ぶ相原宮下線、それとか、国道になるんですけども、413号、そういうものを広域道路と併せて県の方に要望いたしまして、そういうアクセスですとか、そういうものを今後やっていきたい。当然、4町と合併になったときには、再度、道路計画の見直し、特に幹線道路の見直し等も含めて、今後、考えていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

八木副会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにはございますでしょうか。

窪田委員。

窪田委員 城山町の窪田と申します。よろしく願いいたします。

私の方は、PTAの方から参加させていただいているということで、その観点から、もう一度、再確認をさせていただきたいと思っております。任意の方の協議会の方から参加させていただいている中で、城山町の給食に関してお話があったと思っております。それをもう一度、再度、確認させていただきたいのですが、今回、この協議会の中では、私が目を通していなかったのかもしれませんが、給食の観点に関しては載っていなかったというところであったと思っております。また、任意協のときに、そのときのお話の中では、合併後、また3年、また5年の中で、目途に、新市において検討していただけると、そういうところがありましたが、その辺のところはいかがなところになっているのでしょうか。よろしく願いいたします。

八木副会長 只今のご質問にご回答をお願いいたします。

教育総務部会長。

馬場教育総務部会長 只今、学校給食に関してのご質問がございました。これは、本日これから、いわゆる合併事務事業一覧の調整方針の中で、これからご説明をさせていただく内容

になっておりますけれども、ご質問でございますのでお答えをさせていただきますと、教育総務部会といたしましては、学校給食につきましては、現状、城山町さんにおきましては、中学校給食も給食センターでの完全給食になってございます。相模原市域では、現状、旧津久井地域を除いてはミルク給食と、こういうことございまして、調整方針といたしましては、したがいまして、現状のまま新市に引き継ぐ。ただし、相模原市の中学校給食のあり方につきましては、合併後3年間で新市において検討すると、こういった調整方針でもって取り組むという考え方でございます。

八木副会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

栄委員。

栄委員 まず、37ページですね。まちづくり計画の案の37ページでございますけれども、この中段、横山スポーツ広場と、その下、文化施設等の検討整備、これを入れていただいたことに非常にうれしく思っております。その中で、この文化施設の検討整備に関してなんですけれども、町民としてはそんなに大々的なものを要望している訳ではないということを確認しております。ただし、細かいことですね。ちょっと細かいことで申し訳ありませんけれども、照明だとか音響だとか、そういったことに興味を持っているということがございますので、その辺を是非よろしく、1点、これは要望しておきたいというふうに思っております。

それからもう1点、バス交通のところでしたけれども、32、33ページですけれども、乗合バスの維持事業とか、33ページ、一番上、バス利用、バスターミナル、コミュニティバス、こういったものをしていただけるということで、主要事業ということで記載をいただいております。その中で、1点、一番最後のコミュニティバスに関してなんですが、これもやはり城山の町民の多くの方が興味を持っております。相模原市さんとしても、既に一部、試運転をされているというふうに聞いておりますけれども、この辺も、もし多少具体的なことが分かれば、この辺のご説明をいただければありがたいなというところです。

八木副会長 では、2点でございましたが、1点が文化的施設の問題と、もう一つが公共交通の問題ですね。各部会から、すみません、ご回答をお願いします。

次長。

内田事務局次長 まず最初に、文化施設等の検討整備の関係でございますけれども、これらは、ほかの事業もそうでございますが、主要事業の実施につきましては、合併市町村基本計画を踏まえた上で、新市になりまして、総合計画や、あるいは毎年度の予算の審議の中で具

体的なものを考えていくということでございますので、今おっしゃられました音響の関係ですとか照明の関係ですとか、そういうものにつきましては、新市で色々地域の方々のご意見をいただく中で、いいものを作っていくと、このような形になると考えております。

八木副会長 都市部会長。

座間都市部会長 コミュニティバスの関係でご質問がございました。路線バスの関係でございますけれども、この問題につきましては、これから、市といたしましても5年間の中で検討するというようなことになる訳でございます。そういった中では、城山町さんの路線バスの、いわゆる路線をどのような形で整理していくかというふうなことににつきましては、平成20年に東京都市圏のパーソントリップ調査がございます。それから、併せまして道路交通センサス等の調査もある訳でございます。こういった、いわゆる最新の調査、こういったものを踏まえまして、それから本市の総合計画、あるいは総合都市交通計画、こういった上位計画とまず照らし合わせながら検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

そういった中で、路線バスのあり方につきましては、市の方といたしまして、実は、相模原市のバス交通対策基本計画というものができている訳でございます。そういった中で、不便地域と申しますか、足の確保がちょっと厳しいようなところにつきましては、先ほどお話がございましたとおり、本市におきましてもコミュニティバスを運行させているところでございまして、今、社会実験を行っているところでございます。こういった様子を見ながら、やはり交通不便地域と申しますか、路線バスの、いわゆる生活交通といたしましての足の確保がちょっと厳しいようなところにつきましては、お話がございました路線バスの関係も含めまして、今後、検討していかなければいけないのかなと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

八木副会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

熊谷委員。

熊谷委員 私は、城山町の自治会の連合会から代表してこちらへ参加させていただいております、熊谷です。

まちづくりの38ページにもございますけれども、この中で ああ、ページ数、39ページですね、防犯対策。自治会の立場から、2町はこちらへ、もう市になりました。警察の仕事ですから県警が絡む訳でございますけれども、今、津久井署では、今回、城山交番がメ



ーンとなりまして、城山と、それから津久井町、これが担当ということで、今、防犯活動をしてもらっています。現状は、週3回ぐらい、自治会に報告をもらいまして、犯罪報告。非常に今増えていますし、自治会の協力で、去年の暮れから見ますと減っております。

そういうことで、まちづくりの情報の提供ということで掲げてありますけれども、早く合併できれば、今度、北警察署ができましたし、防犯対策も強化されると思いますけれども、この1年間、合併するまでも踏まえて、この防犯に対する犯罪の撲滅に、我々も、自治会で今、頑張っておりますので、その辺を念頭に置いた施策を是非強化していただきたい。当面、この1年、犯罪がないように我々も頑張りますけれども、相模原市の方からも支援していただきたい。これは要望としてお願いしておきます。

八木副会長 要望ですから、回答はよろしいですかね。よろしいですか。

熊谷委員 承知しています。

八木副会長 ほかにはございますか。

〔発言する者なし〕

八木副会長 ほかにはないようでございますので、お諮りしたいと思います。

「協議第32号 相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）について」、本案をもって住民の皆様公表するとともに、意見の募集を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしの声がありましたので、「協議第32号 相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）について」は、原案のとおり決定し、併せて住民の皆様公表し、意見を募集することといたします。

次に、併せて説明いたしました「報告第9号 合併まちづくり計画（案）について」もご承認いただいたものといたします。

次に、「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、ご意見がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第13号 財産の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

曾根委員。

曾根委員 財産の取扱いについての1、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整する、この項目でございます。ご承知のとおり、私たちの城山町は、相模原市さんに対しまして、人口が30分の1という非常に小さな町でございます。しかしながら、この基金については、この小さな町の中の厳しい財政の中から、苦勞して私たちの先輩から累々として続けてきました、この基金という、まずはこのことを皆様方にご理解をいただきたいと思っております。

そのような基金でございます。確かに、合併にあたりましては、プラスの部分、そしてマイナスの部分と一緒に相模原市の皆様方にお世話にならなければいけない訳でございますが、只今申し述べましたように、背景というものは、私たちは非常に苦勞して積み上げてきた基金でございます。その点を是非ともご理解いただきまして、地域性、そしてどうしても必要だから基金というものを長い年月をかけて積み立てた訳でございますから、全部とは言いませんが、この基金の取扱いについては、「その設立の趣旨に配慮し調整する」、これを最大限生かしていただくことが、私たち、本日、代表して、この場に臨ませている者の責務ではないかと思っております。どうか、その点をご理解いただきまして、町民の皆様にご納得できるような使い方、調整をしていただきたいと、かように思っております。よろしくお願いいたします。

八木副会長 では、この財産の取扱いについての考え方をお願いいたします。

財務部会長。

山中財務部会長 基金のあり方についてのご質問だと思いますが、基金のあり方につきましては、合併後の新市におきましても、基金を引き続き設けることの必要性を十分検討する必要があるかと思っております。したがって、城山町で設けられました基金につきましては、その必要性等につきまして、新市におきましても、その趣旨等に配慮しまして、今後、調整してまいりたいと考えております。

八木副会長 よろしいですか。

ほかにはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第13号 財産の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第13号 財産の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第14号 条例、規則等の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第14号 条例、規則等の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第14号 条例、規則等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第17号 慣行の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第17号 慣行の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第17号 慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

栄委員。

栄委員 1点、ちょっと確認したいと思います。この団体ですけれども、様々な団体がございます。先ほどの曽根委員さんと重複するところがございますけれども、それぞれのこの団体に基金がございます。様々な方からいただいているものを積み立てて基金になっているという部分でもある訳でございますけれども、基金が、その団体によって、少ない団体もあれば、かなり大きな基金のある団体もございます。その場合ですけれども、特に、大きな基金を持っている団体の場合でございますけれども、なかなか町や市の方から様々な指示等ができないという関係にありまして、それらの団体の自主性が非常に重要視される訳でございますけれども、そういう中で、この基金が非常に多く残っている場合、非常にたくさん残っている場合に、それらをどういうふうに判断をするのか、どういう方向性に持っていくのかということ、その団体自体が悩んでいる場合がございます。そういうことが考えられる訳で

ございまして、そういう場合の、うまく調整がつけるように、何とか方向づけをしていただきたいという気持ちを持っております。

非常に漠然とした、抽象的な意見で申し訳ないんですが、団体によっては、大きな基金を持っている団体がございます。その基金は、ある意味、町民の様々な方から長年にわたっていただいたものを積み立ててきたものでございます。そういう意味で、町や市から、とりわけ、合併するにあたって、行政の方からなかなか言えないという立場はあるんですが、その団体さん自身がどうやればいいのかということを非常に悩んでいる場合がございますので、その辺も是非併せて、ちょっとよく聞いていただいて、うまく処理できるように方向性を持っていていただきたい。漠然とした意見で非常に申し訳ないんですが、よろしく願いしたいと思います。

八木副会長 只今のご意見は、公共的団体の中で積み立てられている基金の取扱いで、これの用途について悩んでいる場合など、行政がどうかかわっていくのかと、こういうご質問だったと思います。

これは事務局の方ですか。はい、事務局長。

田所事務局長 それぞれの団体の設立の趣旨等も色々あるかというふうには考えてございます。これらについては、今、総括的に、この表の中で整理をさせていただきまして、統合できるものは統合していくという、基本的には統合していくというのが基本的な考え方だというふうに考えてございます。この中で、協議事項の1のところ、原則としては、合併時に統合できるように調整に努めるというようなことになってございます。それから2として、統合に時間を要する団体の場合の取扱いを決めさせていただいておりまして、将来の統合に向けて検討が進められるように調整を行っていくということになってございますので、今、栄委員の方からお話のございましたような、そういった内容等、十分調整をいたしまして、その中で調整、あるいは統合に向けての調整等をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いしたいと思います。

八木副会長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

柳川委員。

柳川委員 城山町の商工会の柳川でございます。

公共的団体ということについてちょっとお聞きをしたいんですが、既に合併をいたしました津久井町、相模湖町におきましても、私どもの商工会のあり方につきましてご質問も出た

とは思いますが。私も、相模原市は商工会議所、私ども4町は商工会ということでございまして、それぞれ商工会議所法、商工会法に基づきまして地域活動をしておる訳でございます。一体性ということは、私どもも同じ市の中ということになりますので、一体性ということは理解をしておる訳でございますが、やはり法律に基づいていきますと、一体性ということが非常にまた難しい面もあろうかなというふうにも考えております。しかし、商工会議所と私ども商工会も連携をとりながら、やはり市の地域活動の中で、地域性を重視しながら進めていくということは非常に重要なことかと思っております。

そんな形で、これからも時間を十分にいただきながら連携を進めていき、そして将来に向かって新しいまちづくりを進めていくことは、私どもも希望しておる訳でございますので、今の現時点におきましては、ひとつ時間をいただきながら進めさせていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

八木副会長 今回の件は、商工会と商工会議所の問題でございますけれども、意見ということによろしいでしょうか。ご回答は必要ですか。

柳川委員 お答えといえますか、今、私どもが置かれている立場につきましてお話をさせていただいたということで、もしお答えがなければ、よろしいかと思えます。このようなことだということで皆さんにご理解をいただければ、よろしいかと思えます。

八木副会長 分かりました。

それでは、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第19号 町名・字名の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第20号 土地利用の取扱いについて」、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第20号 土地利用の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第20号 土地利用の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第21号 上下水道事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第22号 地方税の取扱いについて」、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第22号 地方税の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第22号 地方税の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第24号 介護保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特に意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて」、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

曾根委員。

曾根委員 使用料の関係でございますが、施設等の使用料の取扱いの考え方で、この中で、この考え方は分かるのでございますが、例えば、公民館等につきますと、現状では相模原さんは無料ということで、城山の場合は公民館も若干の利用料金を、状況によっていただくものとか、いただかないものがあるんですけれども、いただくということになっております。ほかの、例えばスポーツ施設とか、そういうふうな施設は、私も、料金が施設によって徴収したり無料にしたり、これは私は独自性を持っていても構わないと思うんですけれども、公民館というものに対する考え方といたしましては、これは、同じ市という一体感を持つ以上は、一国二制度のような考え方ではなくて、共通の立場で無料に一律扱っていただければと、私個人はこんなふう考えておる訳でございますが、なるべくそのような不公平感をなくすような形で、今後、早い時期に調整をいただければ非常にありがたいと、このような気持ちでおりますが、ご意見がありましたらばというより、答弁をいただければ、いただきたいと思っております。

八木副会長 公民館使用料の関係について、ご質問がございましたが。

生涯学習部会長。

渋谷生涯学習部会長 公民館の使用料の考え方につきまして、ご説明申し上げます。

今回の調整方針では、167ページ、参考でついでいますように、1の施設等の使用料の取扱いの考え方、その3行目ぐらいに、各市町の使用料に対する考え方や経緯を踏まえ、原則として、現行どおり引き継ぐというものでございますが、その後、新市の一体性を確保するために、当然、調整をしていくこととなります。ただ、現行の中では、城山町さんにおきましても、町民の方に対しまして減免措置をしているというようなお話も聞いておりますし、実態として無料という部分もあるというやに聞いておりますので、そういうものも含めまし

て、今後、新市の中で検討していくということになると思います。

以上でございます。

八木副会長 いかがでしょう。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第28号 一部事務組合等の取扱

いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第29号 消防団の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

神藤委員。

神藤委員 城山町の神藤と申します。青年会議所をやっておりますが、消防の方も活動させていただいております。

現状どおりという形ではございますけれども、そちらの資料にありますけれども、城山町の消防団活動の実態を踏まえて、新たな消防団組織を検討するという調整方法が書いてありますが、今後、縮小というか、形を考えていただけるのかということをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

八木副会長 消防団の取扱いについてでございますが、消防部会長。

青山消防部会長 消防団についてのご質問でございます。合併時には、基本的には、一体性を確保するために団が統合することが望ましいという調整方針ではありますけれども、消防団は、各町の消防団とも長い歴史と伝統の中で活動方針が決まっている訳でありますので、3月20日に合併しました津久井、相模湖につきましても、それぞれ団長さんを置きまして、3団体制でスタートしたと。そして、全体の一体性を確保するために、団長会を設置しまして、その中で会長さんを選任して、一体性の中で行動していると、そのような実態があります。

したがいまして、城山町につきましても、合併した当初は、基本的には4団体制。藤野町さんを含めると5団体制ということで恐らくスタートするということだと思います。しかしながら、やはり将来的には一体性が望ましいということでもありますので、2年ごとに団長さんの任期がえがありますので、その際には検討の場を設けまして、今後の消防団のあり方について検討していくと、そのような調整方針であります。

以上でございます。

八木副会長 よろしいですか。

ほかにはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第29号 消防団の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第29号 消防団の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第30号 防災事業の取扱いについて」、ご意見等がございましたら、願いいいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第30号 防災事業の取扱いについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第30号 防災事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第31号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」、ご意見等がございましたら、願いいいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第31号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第31号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

次に、報告事項2に移らせていただきます。

「報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）」について、事務局から報告いたさせます。

事務局次長。

**報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）**

片野事務局次長 協議会資料の316ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出、相模原市・城山町合併協議会会長。

317ページをご覧いただきたいと存じます。

調整方針一覧のBランクの主な事務事業につきまして、ご説明いたします。

表の右側の欄、「別冊1 ページ」と記しておりますのは、別冊1、事務事業現況調書のページをお示ししておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

最初に、企画部会の番号1、総合計画策定事業でございますが、合併時に、相模原市の制度に統合するものでございます。

ただし、新総合計画の策定については、合併後速やかに、新市の新たな策定方針に基づき着手する。

なお、新総合計画が策定されるまでの間は、相模原市の総合計画及び合併市町村基本計画を基本とし、地域的な課題については、城山町の総合計画を尊重しながら運用するものでございます。

次に、番号2の電算システムの取扱いでございますが、原則として相模原市のシステムに統合を図ることとし、住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時に、稼働が必要なシステムを優先的に統合できるよう調整するものでございます。

次に、総務部会の番号1、職員厚生会・職員生協でございますが、職員厚生会につきましては、合併時に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、財務部会の番号1、市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等でございますが、口座振替手数料につきましては、合併時に、相模原市の指定金融機関の口座振替手数料に統合し、城山町の督促手数料につきましては、合併時に廃止するものでございます。

次に、318ページをご覧ください。

保健福祉部会の番号1、小児医療費助成事業、番号2の福祉タクシー利用料助成事業、番号3の市心身障害者福祉手当支給事業でございますが、合併時に、相模原市の制度に統合、あるいは相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、市民部会の番号1、地域振興でございますが、合併後3年を目途に、見直しを行うものでございます。

次に、環境保全部会の番号1、開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査

事務と番号2の開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務でございますが、合併後3年以内に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、319ページをご覧ください。

環境事業部会の番号1、集団資源回収事業、番号2の資源分別回収事業、場号3のペットボトル・白色トレイ回収事業でございますが、合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合するものでございます。

次に、番号6の廃棄物（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬事業でございますが、合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合するものでございます。

次に、320ページをご覧ください。

都市部会の番号3、バス対策事業でございますが、合併後5年を目途に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号4の総合交通計画関連事業でございますが、上位計画である新総合計画との整合を図りながら、合併後5年を目途に、新市において検討するものでございます。

次に、教育総務部会の番号1、幼稚園就園奨励補助金でございますが、公立幼稚園の国庫補助分については、現行のまま新市に引き継ぎ、私立幼稚園の単独補助分については、合併時に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号3の学校給食事業の取扱いでございますが、現在、中学校給食につきましては、相模原市の旧津久井町区域の中学校は完全給食、旧津久井町区域以外の中学校はミルク給食、城山町では完全給食を実施しております。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐ。

ただし、相模原市の中学校給食のあり方については、合併後3年間で、新市において検討するものでございます。

次に、321ページをご覧ください。

生涯学習部会の番号2、文化財調査事業でございますが、合併後、速やかに相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号5のはたちのつどい開催事業でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、開催場所等の事業のあり方については、合併後、新市において検討するものでございます。

次に、322ページをご覧ください。

調整方針一覧（Cランク）の主な事務事業につきまして、ご説明をいたします。

表の右側の欄、「別冊2、あるいは別冊3、別冊4 ページ」と記しておりますのは、別

冊 2、3、4 に掲載をいたしております事務事業現況調書のページをお示ししておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

323 ページをご覧ください。

企画部会の番号 15、地積調査事業でございますが、現行のまま新市に引き継ぎますが、合併時は休止して、都市再生街区基本調査の結果を踏まえ、新市において検討するものでございます。

次に、325 ページをご覧ください。

総務部会の番号 10、職員定数の管理でございますが、新市における職員定数管理計画については、合併後速やかに、新市において策定するものでございます。

次に、327 ページをご覧ください。

財務部会の番号 4、指定金融機関等でございますが、指定金融機関は、横浜銀行といたすものでございます。

また、城山町の指定金融機関であります津久井郡農業協同組合は、収納代理金融機関とし、城山町の収納代理金融機関は現行どおり引き継ぐものでございます。

次に、332 ページをご覧ください。

保健福祉部会の番号 46、急病診療事業でございますが、合併時に、相模原市の制度を適用し、そのあり方については、合併後、新市において検討するものでございます。

次に、340 ページをご覧ください。

番号 171 の障害者地域作業所運営事業でございますが、合併時に、相模原市の制度に統合するもので、合併時までに、指定管理者制度及び障害者自立支援法のサービス体系に向けた整理を行うものでございます。

次に、344 ページをご覧ください。

市民部会の番号 9 から番号 11 の相談事業の市民相談、法律相談、特設相談でございますが、合併後 3 年を目途に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、348 ページをご覧ください。

番号 55 の安全・安心まちづくり推進協議会補助金でございますが、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に、349 ページをご覧ください。

経済部会の番号 2、商工団体等補助金でございますが、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。



次に、350ページをご覧ください。

番号27の慣行事業補助金と、番号29の市観光協会補助金でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、城山町の観光事業は、相模原市観光振興計画に基づき、位置付けを行うものでございます。

次に、356ページをご覧ください。

環境保全部会の番号6、環境基本計画でございますが、合併後速やかに、新市において新たな環境基本計画の策定に着手するものでございます。

次に、361ページをご覧ください。

環境事業部会の番号20、美化推進事業、番号21、美化運動推進事業補助金でございますが、合併時に、相模原市の制度に統合、あるいは相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、364ページをご覧ください。

都市部会の番号6、生産緑地地区内の建築行為等の許可でございますが、合併時に、相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、番号12の新しい交通システム検討事業でございますが、総合都市交通計画との整合を図りながら、合併後5年を目途に、新市において検討するものでございます。

次に、367ページをご覧ください。

建築部会の番号3、屋外広告物許可等経費でございますが、中核市事務により、合併時に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、368ページをご覧ください。

番号22の建築審査等の事務でございますが、合併時に、相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、370ページをご覧ください。

都市部会の番号9、首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進と、372ページの番号41、狭あい道路拡幅整備事業でございますが、合併時に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、375ページをご覧ください。

教育総務部会の番号13、学童及び生徒の通学安全事業でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後5年間で、新市において事業内容の検討を行うものでございます。

番号23の通学区域、番号24の学校規模の適正化でございますが、いずれも、現行のま

ま新市に引き継ぐものでございます。

次に、３７９ページをご覧ください。

学校教育部会の番号９、地域教育力活用事業でございますが、合併時に、相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、３８０ページをご覧ください。

番号１５のさがみ風っ子文化祭事業でございますが、合併後３年以内に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、３８４ページをご覧ください。

生涯学習部会の番号１４、公民館活動事業と、番号１５の公民館施設維持管理補修事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、３８５ページの番号３２の各種体育大会等実施事業など、住民の皆様が参加する事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぐ、あるいは合併後３年間で段階的に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、３８７ページをご覧ください。

番号６３のエコミュージアム推進事業でございますが、本事業は城山町で実施している事業でございます。町全体を一つの博物館として捉え、説明板の設置やモデルコースの紹介等を行っているリーフレットの作成、ワークショップ、ツアーの開催などを実施しているものでございます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に、３８８ページをご覧ください。

議会部会の事務事業は１２事業ございまして、いずれも、合併時に、相模原市の制度に統合する、あるいは相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、３８９ページをご覧ください。

選挙管理委員会部会の事務事業は１５事業ございまして、いずれも、合併時に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、３９０ページをご覧ください。

監査委員部会の事務事業は１２事業ございまして、いずれも、合併時に、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、３９２ページをご覧ください。

農業委員会部会の番号１５、農業委員会委員報酬でございますが、選挙による委員の報酬は現行のとおりとしますが、会長、会長職務代理者及び選任による委員は、相模原市の制度

による報酬とするものでございます。

市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後につきましては、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、393ページをご覧ください。

消防部会の番号2、消防水利維持管理整備事業でございますが、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に、394ページをご覧ください。

会計部会の事務事業は4事業ございまして、いずれも、合併時に、相模原市の制度に統合する、あるいは相模原市の制度を適用するものでございます。

以上、報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）の主なものにつきまして、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

八木副会長 どうもご苦労さまでございました。

只今、事務局から、「報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）」について報告がございました。

只今の報告に対しましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にないようでございますので、只今報告をいたしました事項につきましては、承認をいただいたものといたします。

#### その他

八木副会長 次第の8、その他に移らせていただきます。

（1）「神奈川県から移管される事務について」、（2）「相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）の公表及び意見募集要領（案）について」、（3）「相模原市・城山町合併協議会協議スケジュール（案）」について、（4）「今後の協議会開催日程（案）について」、事務局より説明いたさせます。

事務局長。

その他（１）神奈川県から移管される事務について

その他（２）相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）の公表及び意見募集要領（案）  
について

その他（３）相模原市・城山町合併協議会協議スケジュール（案）について

その他（４）今後の協議会開催日程（案）について

田所事務局長 それでは、資料の３９６ページをご覧いただきたいと存じます。

その他の（１）神奈川県から移管される事務についてでございますが、１の移管される事務の概要でございますが、相模原市は中核市でございますので、城山町の区域において神奈川県が実施している事務のうち、中核市が処理するとされている事務は、合併時に移管されることとなるものでございます。

平成１８年３月２０日の相模原市、旧津久井町、旧相模湖町の合併に伴い移管された事務と同様の事務となるものでございます。

次に、２の事務の移管に当たっての基本方針でございますが、（１）といたしまして、神奈川県が行っている現行の行政サービスの内容を踏まえまして、相模原市の制度を基準に調整を図るものとするものでございます。

また、（２）といたしまして、現行の神奈川県の組織体制や地域特性を踏まえまして、住民サービスの効果的・効率的な提供の観点から、必要な組織を設置するものでございます。

３の神奈川県との調整についてでございますが、県から移管される事務は、法令や県がその権限に基づき実施している事務でございますので、基本的には現行内容と相違なく新市に引き継がれることになるものでございます。

今後、神奈川県とは、合併に向けまして、移管される事務を確定いたしますとともに、財政支援や県職員の支援体制、研修、交流等の調整等を図るものでございます。

３９７ページをご覧いただきたいと存じます。

その他の２でございますが、相模原市・城山町合併市町村基本計画（素案）の公表及び意見募集要領（案）でございますが、合併協議会が実施をいたすものでございます。

１の目的といたしまして、先ほどご説明をいたしました「相模原市・城山町合併市町村基本計画」について、素案を公表いたしまして、広く住民の皆様からご意見をいただきまして、この基本計画に反映することを目的とするものでございます。

２の素案の公表の方法でございますが、合併協議会のホームページへの掲載、広報紙への概要の掲載及び閲覧、配布とするものでございます。

3の意見を提出できる者でございますが、(1)から(3)に掲げるものとするものでございます。

4の意見の受付期間につきましては、平成18年5月1日から5月22日までといたしまして、郵便、ファクシミリ、電子メールで意見の提出を可能といたしております。

次に、398ページをご覧いただきたいと存じますが、提出されました意見につきましては、その概要を取りまとめをいたしまして、本合併協議会に提出し、意見を考慮した上で基本計画を作成していくものでございます。

また、提出されました意見につきましては、その概要と合併協議会の考え方をまとめまして、公表をさせていただくものでございます。

次に、399ページをご覧いただきたいと存じます。

(3)の相模原市・城山町合併協議会協議スケジュール(案)についてでございます。それと、400ページになりますけれども、(4)今後の協議会開催日程(案)についてでございますが、第2回につきましては、5月9日午後1時半より、当会場におきまして開催の予定とさせていただいております。

次回につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、合併市町村基本計画などについてご協議をいただく予定といたしております。

最終のページでございます。ページが振ってございませんが、相模原市・城山町合併協議会の組織体系図として参考に添付をいたしてございます。

次に、本日、別にご配付いたしております資料につきまして、説明をさせていただきます。

最初に、右上に「参考資料1」と記載をしてございますが、相模原市及び城山町における説明会等の実施についての資料でございます。そちらの方をご覧いただきたいと存じますが、相模原市・城山町合併協議会での協議内容をもとにいたしまして、合併した場合の地域の将来像などについて説明を行いますとともに、住民の皆様のご意見を伺うことを目的として実施をいたすものでございます。

説明会につきましては、表に記載をいたしておりますとおり、相模原市におきましては、5月11日から21日にかけて、20会場での実施を予定しております。また、城山町につきましては、5月9日から19日にかけて、12会場での実施を予定しているところでございます。

裏面の方をご覧いただきたいと存じます。

相模原市において実施いたします相模原市と城山町との合併についてのパブリック・コメ

ントでございますが、4月20日から30日まで予告を行った上で、5月1日から22日にかけて意見募集を行うものでございます。配布資料、周知方法、資料の配布場所等につきましては記載のとおりでございますが、パブリック・コメントの結果につきましても、先ほどご説明いたしました説明会における意見等の概要と併せて、本協議会にご報告をさせていただき予定といたしております。

次に、右上に「参考資料2」と記載のございます「合併したらどうなるの？わたしたちのまちと生活 身近なサービスと負担 構成案」についてをご覧いただきたいと存じます。

こちらにつきましては、本日、説明をさせていただき、ご協議をいただきました事務事業の中から、本市と城山町が合併した場合に、住民生活に関連の深いサービスや負担につきまして、どのように変わっていくのかを取りまとめ、説明会等で配布いたしまして、住民の皆様にお知らせをするものでございます。

なお、本日は、その構成案をお示しさせていただいておりますが、次回につきましては、これらの内容を作成したものを提示させていただきたいというふうに考えてございます。この内容につきましては、合併の方式など基本4項目と併せまして、各種事務事業の取扱いに関する内容をお示しさせていただき予定でございます。

以上で、その他事項の(1)から(4)、それと併せまして参考資料の1と2の説明でございます。よろしく願いをいたします。

八木副会長 どうもご苦労さまでございました。

只今、事務局から説明がございましたが、質問等がある方はお願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

八木副会長 それでは、特にないようでございますので、只今報告をいたしました事項につきましては、承認をいただいたものといたします。

なお、先ほどご協議いただきました合併市町村基本計画(素案)につきましては、この要領に基づき公表及び意見募集を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

その他、事務局より何か報告する事項があったら、お願いいたします。

田所事務局長 特にございません。

ありませんか。特にないようでございますので、以上で、次第の8、その他については終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの牛山先生から一言ご講評なりをいただければと存じ

ます。よろしくお願いいたします。

牛山アドバイザー どうも、皆さん、お疲れさまでございます。大変皆さんもお疲れでしょうから簡単にさせていただきたいと思いますが、今回、城山町の住民の皆さんの民意を踏まえて、こうした協議会が設置されたということで、これにつきましては、ビジョン検討委員会等で、かつて議論をさせていただいて、まちづくりについて議論してきた立場から、そしてまた、やはり何といたしまして、飛び地の状態というのは議論もかなり委員の皆さんからも出ておりましたが、この解消に向けて、これから広域的なまちづくりを進められるということで、今日は大変感慨深いものがございます。

全国的に見ましても、平成の、いわゆる大合併というものが、一旦、一つの山を超えたかというふうに思っておりますけれども、そういった意味では、全国的に、これから合併をどう、さらに成功に向けて進めていくか。要するに、まちづくりをどうしていくかという課題が本格的に議論されるようになってきているところかと思っております。

先ほどの議論でも、道路の問題でありますとか、施設、あるいは教育、防犯といった問題につきまして、やはり合併、今回は編入合併ということですので、城山町の委員の皆さんからは、様々な、ある意味、心配もございましょうし、色々なこれからの町のあり方についてご意見もあろうと思えます。今後は、先ほど承認されました地域自治区というものの設置を受けまして、市行政と地域との関係が様々できていくかと思えます。

また、この地域自治区につきましても、全国的にどのような状況になっているか、あるいはどんな役割を果たせるのかということをお自身も勉強しているところでありますけれども、色々なやり方、事例が出てきているかと思えます。

そしてまたこれまでも、相模原市におきましては、都市内分権の推進ということで、どうやって、この大きな相模原市を住民のニーズにこたえた形で行政運営していくかということで、これも大分、議論になっているところであります。そういった意味で、これから、今日、かつての津久井町、そして相模湖町の地域自治区の代表の皆様も参加されておりますが、今後、城山町の皆さんともこういった問題について議論が進められると思えますので、是非様々なまちづくりに向けたご尽力をよろしくお願いいたしますと思えます。

以上で終わります。

八木副会長 ありがとうございます。

## 閉 会

八木副会長 それでは最後に、小川会長、よろしくお願いいたします。

小川会長 長時間に渡りましてご熱心なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。とりわけ、八木副会長さんには議長を務めていただきまして、大変ご苦労さまでございました。色々ご意見等がございまして、これを十分、今後も参考にしながら、よりよいまちづくりに努力をしてみたいと、このように思っております。

長時間に渡りまして、ありがとうございました。

八木副会長 ありがとうございました。

閉会 午後5時08分



相模原市・城山町合併協議会会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成18年5月29日

会議録署名人 今 井 満

会議録署名人 栄 裕 明